

(監査委員事務局 包括外部監査人による監査の結果に基づき講じた措置の公表)

監査委員公表第 743 号

令和 6 年 3 月 29 日付け監査委員公表第 722 号及び令和 7 年 3 月 31 日付け監査委員公表第 735 号で公表した包括外部監査人の監査の結果に基づき、大分県知事、病院局長及び教育委員会教育長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 38 第 6 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 8 年 2 月 2 7 日

| | | |
|---------|-------|-----|
| 大分県監査委員 | 長 谷 尾 | 雅 通 |
| 大分県監査委員 | 長 野 | 恭 子 |
| 大分県監査委員 | 太 田 | 正 美 |
| 大分県監査委員 | 二 ノ 宮 | 健 治 |

○ 措置状況の概要

令和6年度包括外部監査結果（令7.3.31公表）に対する措置状況

(1) 監査テーマ：「環境関連施策について」

(2) 概 要

| 名 称 | 所管部局 課（室） | 監査の結果 (件数) | 措置の内容（件数） | | |
|----------------------------|------------------|---------------|-----------|--------------|----------------------|
| | | | 対応済 | 対応困難 対応不可 | 検討中 (対応進行 /検討) |
| 1 老人クラブ助成事業 | 福祉保健部 高齢者福祉課 | 1 | 1 | | |
| 2 地域気候変動対策推進事業 | 生活環境部 環境政策課 | 5 | 4 | 1 | |
| 3 おおいたうつくし作戦推進事業 | 生活環境部 環境政策課 | 3 | 3 | | |
| 4 おおいたグリーン事業者認証 推進事業 | 生活環境部 環境政策課 | 4 | 4 | | |
| 5 未来の環境を守る人づくり事業 | 生活環境部 環境政策課 | 2 | 2 | | |
| 6 国立公園等施設整備事業 | 生活環境部 自然保護推進室 | 5 | 4 | 1 | |
| 7 「山の日」レガシー推進事業 | 生活環境部 自然保護推進室 | 9 | 8 | | 1 |
| 8 生物多様性保全推進事業 | 生活環境部 自然保護推進室 | 4 | 4 | | |
| 9 大気保全対策事業 | 生活環境部 環境保全課 | 3 | 3 | | |
| 10 水質保全対策事業 | 生活環境部 環境保全課 | 1 | | | 1 |
| 11 公害対策関係受託事業 | 生活環境部 環境保全課 | 2 | 1 | | 1 |
| 12 産業廃棄物適正処理推進事業 | 生活環境部 循環社会推進課 | 1 | 1 | | |
| 13 県外産業廃棄物対策事業 | 生活環境部 循環社会推進課 | 6 | 5 | 1 | |
| 14 廃棄物不法投棄防止対策事業 | 生活環境部 循環社会推進課 | 7 | 7 | | |
| 15 産業廃棄物処理施設周辺環境 対策事業 | 生活環境部 循環社会推進課 | 6 | 6 | | |
| 16 産業廃棄物処理施設等監視指 導事業 | 生活環境部 循環社会推進課 | 4 | 4 | | |
| 17 災害時海岸漂着物処理事業 | 生活環境部 循環社会推進課 | 1 | 1 | | |
| 18 プラスチックごみ削減推進事 業 | 生活環境部 循環社会推進課 | 4 | 4 | | |
| 19 ものづくり循環経済促進事業 | 商工労働観光部 工業振興課 | 2 | 2 | | |
| 20 グリーン・コンビナートお おいた創出事業 | 商工労働観光部 工業振興課 | 3 | 1 | 2 | |

| 名 | 称 | 所管部局 課 (室) | 監査の結果 (件数) | 措置の内容 (件数) | | |
|-----|---------------------------|----------------------|---------------|------------|--------------|----------------------|
| | | | | 対応済 | 対応困難 対応不可 | 検討中 (対応進行 /検討) |
| 21 | エネルギー関連産業成長促進事業 | 商工労働観光部 新産業振興室 | 2 | 2 | | |
| 22 | 中山間地域等直接支払事業 | 農林水産部 地域農業振興課 | 2 | 2 | | |
| 23 | GAPを活かす産地育成事業 | 農林水産部 地域農業振興課 | 1 | 1 | | |
| 24 | 持続可能な豊かな有機産地等 活性化事業 | 農林水産部 地域農業振興課 | 2 | 2 | | |
| 25 | 環境に配慮した農業定着化推 進事業 | 農林水産部 地域農業振興課 | 1 | 1 | | |
| 26 | 水田農業産地力強化対策事業 | 農林水産部 水田畑地化・集落営農課 | 3 | 3 | | |
| 27 | 集落営農継続発展対策事業 | 農林水産部 水田畑地化・集落営農課 | 2 | 2 | | |
| 28 | おおいた園芸産地づくり支援 事業 | 農林水産部 園芸振興課 | 5 | 5 | | |
| 29 | 農業農村多面的機能支払事業 | 農林水産部 農地・農村整備課 | 2 | 2 | | |
| 30 | 小水力発電施設整備事業 | 農林水産部 農地・農村整備課 | 1 | | | 1 |
| 31 | 鳥獣被害総合対策事業 | 農林水産部 森との共生推進室 | 4 | 4 | | |
| 32 | 森林・林業教育促進事業 | 農林水産部 森との共生推進室 | 3 | 3 | | |
| 33 | みんなで支える森林づくり推 進事業 | 農林水産部 森との共生推進室 | 1 | | 1 | |
| 34 | 公共造林事業 (保育間伐推 進緊急対策事業) | 農林水産部 森林整備室 | N035に記載 | | | |
| 35 | 再造林促進事業 | 農林水産部 森林整備室 | 4 | 3 | 1 | |
| 36 | 災害に強い森林づくり推 進事業 | 農林水産部 森林整備室 | 5 | 5 | | |
| 37 | 海洋環境保全型養殖推 進事業 | 農林水産部 漁業管理課 | 1 | 1 | | |
| 38 | 資源造成型栽培漁業推 進事業 | 農林水産部 水産振興課 | 2 | 1 | 1 | |
| 39 | 道路維持修繕費 | 土木建築部 道路保全課 | N040に記載 | | | |
| 40 | 安全・安心な道路環境創出 事業 | 土木建築部 道路保全課 | 1 | 1 | | |
| 41 | かわまちづくり支援制度 | 土木建築部 河川課 | 1 | | | 1 |
| 42 | 海岸環境整備事業 | 土木建築部 河川課 | 1 | | 1 | |
| 43 | 河川海岸維持管理費 | 土木建築部 河川課 | 指摘事項なし | | | |
| 44 | 港湾管理費 | 土木建築部 港湾課 | 2 | 2 | | |
| 45 | カーボンニュートラルポ ート形成計画策定事業 | 土木建築部 港湾課 | 指摘事項なし | | | |
| 46 | 魅力ある景観づくり推 進事業 | 土木建築部 都市・まちづくり推進課 | 1 | | | 1 |
| 47 | 生活排水処理施設整備推 進事業 | 土木建築部 公園・生活排水課 | 3 | 1 | | 2 |
| 48 | 農業集落排水事業 | 土木建築部 公園・生活排水課 | 1 | 1 | | |
| 49 | 文化財保存事業費補助 事業 | 教育庁 文化課 | 3 | 2 | 1 | |
| 50 | 交通安全施設整備事業 (信 号灯器LED化) | 県警本部 交通規制課 | 指摘事項なし | | | |
| 合 計 | | | 127 | 109 | 10 | 8 |

令和7年3月31日付けで公表した監査の結果に対する措置の状況

(監査テーマ：環境関連施策について)

| 事業名 | 監査の結果及び意見 | 措置の内容 | 備考 |
|--|--|---|-----------------------|
| <p>老人クラブ助成事業</p> <p>福祉保健部 (高齢者福祉課)</p> | <p>【結果】指摘 1-1 老人クラブのあり方、担い手の確保について</p> <p>老人クラブの活動は高齢者の生きがいを目的として行われている。その中で、清掃ボランティアや観光名所での草刈り作業、公民館の花壇への花植え等の社会奉仕活動を行っており、地域の住みよい環境づくりに大きな役割を果たしている。</p> <p>しかし、将来的には人口減少や高齢者の労働者増加により、老人クラブとして活動するための人員不足が見込まれている。そのような老人クラブの会員減少に対し、行政としてどのように支援していくのか検討していく必要がある。</p> | <p>県と老人クラブで構成する大分県老人クラブ会員増強推進協議会において、対応策を検討し、会員数の減少に歯止めをかけるための取組に力を入れている。</p> <p>具体的には、老人クラブ活動の魅力向上を図るため、健康寿命延伸や生きがいに資する事業の立ち上げを支援する「パワフルシニア活動応援事業」を実施するなど、会員が継続して活動に参画しやすい環境づくりを進めた。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書 31 ページ</p> |
| <p>地域気候変動対策推進事業</p> <p>生活環境部 (環境政策課)</p> | <p>【結果】指摘 2-1 成果指標について</p> <p>地域気候変動対策推進事業の事務事業評価の成果指標として、産業部門（製造業、鉱業等）を含む温室効果ガス排出量（千t-CO₂以下）となっているところであるが、当事業が、家庭・業務・運輸部門における排出削減による温暖化緩和の取組（緩和策）を推進することが主な施策となっていることから、成果指標として全部門の数値よりも、家庭・業務・運輸部門の3部門の数値を設定する方</p> | <p>本事業は脱炭素社会の実現に向けた主軸となる事業であり、製造業や農林水産業など産業部門も含んだ県全体の温室効果ガス排出量の削減を目指して各種取組を行っている。</p> <p>このため、指標はこれまでどおり産業部門や吸収量も含む総排出量とした上で、実施内容の検討にあたっては、部門ごとの目標値と実績を照らし合わせながら、有効な施策を検討していきたい。</p> <p>【対応不可】</p> | <p>報告書 34 ページ</p> |

| 事業名 | 監査の結果及び意見 | 措置の内容 | 備考 |
|-----|--|--|-----------------------|
| | <p>が事業の成果指標として効果的であると考えられる。</p> | | |
| | <p>【結果】指摘 2-2 決裁の効果について</p> <p>令和5年度J-クレジット制度に関するセミナーに係るWEB配信業務委託において、見積書の提出依頼に係る起案書の起案日及び決裁日、施行日、見積業者への依頼書上の見積書提出期限日及び提出された見積書日がすべて同一となっていた。</p> <p>正式依頼の前に見積業者に見積依頼を行っているのであれば、その時点でも起案決裁を取る方が望ましいと考える。</p> | <p>委託事業の執行については、毎月の班ミーティングで各担当事業のスケジュールを確認するとともに、スケジュール管理を徹底し、決裁期間や事業者の見積期間が適切に確保できるよう徹底した。</p> <p>監査以降、適切な見積期間を確保しており、引き続き、競争性や公平性が確保されるよう留意していく。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書 36 ページ</p> |
| | <p>【結果】指摘 2-3 概算払いの理由書について</p> <p>委託料が県から委託先に概算払いされており、概算払いの理由書には「委託先が零細事業者であるため、潤沢な資金を有している訳ではなく」といったコメントがあるが、資金状況を確認できる証跡、資料が存在しなかった。今後は根拠資料を入手するか、そのような記載を行わないことが望ましい。</p> | <p>監査後、概算払いを行う際は、必要な証拠書類を整備するとともに、理由書には根拠に欠ける不要な表現の記載に留意するよう、課内会議を通じて各班総括から班員へ周知した。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書 37 ページ</p> |
| | <p>【結果】指摘 2-4 外郭団体の判定について</p> <p>事業を委託している先が本県の外郭団体に該当するかどうかを検討し、検討過程を文書化する必要がある。</p> | <p>大分県地球温暖化防止推進センターが実施する環境活動には、国から活動費の7割が補助されている。県からの委託事業も実施していたが、継続的な委託を想定したものではなく、令和7年度は当該センターへの委託は実施していない。</p> | <p>報告書 38 ページ</p> |

| 事業名 | 監査の結果及び意見 | 措置の内容 | 備考 |
|--|---|---|----------------------|
| | | <p>このため、当該センターについては公社等外郭団体指導指針に基づく外郭団体には該当しないと判断しているが、今後、同様の事案が生じた際には、外郭団体に該当するかどうかを検討するとともに、その検討過程を文書化しておくこととしたい。</p> <p>【対応済】</p> | |
| | <p>【結果】指摘 2-5 委託制作動画の閲覧について</p> <p>環境啓発動画「2100年大分の未来の姿」を学校現場のみならず、家庭や小学生以外にも積極的に活用（閲覧）されることにより、実施した事業の効率性がさらに高まることが期待される。</p> | <p>令和7年度からは、気候変動適応センターや県が環境団体主催の地域セミナーや大学等に出向いて行う出張講座の中でも動画を紹介し、地域や学生への情報発信にも努めることとした。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書 40ページ</p> |
| <p>おおいたうつくし作戦推進事業</p> <p>生活環境部 (環境政策課)</p> | <p>【結果】指摘 3-1 おおいたうつくし推進隊の活動支援について</p> <p>おおいたうつくし推進隊の活性化につながる方策を検討していただきたい。</p> | <p>令和6年度に環境に関する新たな県民運動「グリーンアップおおいた」の開始に合わせ、制度名称を「グリーンアップおおいた実践隊登録制度」に改め、毎年度、活動状況を把握するとともに、県内10地域に設置した「グリーンアップおおいた地域推進会議」で定期的に情報交換を行う場を設けることとした。</p> <p>また、登録団体の活動状況を若年層の利用率が高いSNS（インスタグラム等）で発信して新たな団体の掘り起こしを進めているほか、令和7年度から団体の活動資金確保を支援するため、クラウドファンディング導入支援事業を予算化し、団体の活性化に取り組んでいる。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書 44ページ</p> |
| | <p>【結果】指摘 3-2</p> | | <p>報告書</p> |

| 事業名 | 監査の結果及び意見 | 措置の内容 | 備考 |
|---|---|---|---------------|
| | <p>DCキャンペーン事業の効果の測定について</p> <p>当該事業のみの効果の測定は困難であることは理解できるが、何らかの成果指標がなければ事業の評価ができないため、成果指標の設定を検討していただきたい。</p> | <p>今後同様の事業を実施する場合は、来県者アンケートに観光地の清潔度等に関する成果指標を設定し、事業効果を測定することを検討する。</p> <p>【対応済】</p> | 45 ページ |
| | <p>【結果】指摘 3-3</p> <p>おおいたうつくし感謝祭について</p> <p>感謝祭だけでは関心が一時的なものに留まる可能性がある。県民が享受できるメリットを増やす方策がないか検討していただきたい。</p> | <p>令和6年度に環境に関する新たな県民運動「グリーンアップおおいた」の開始に合わせ、当該イベントを来場者に日々の暮らしの中で環境に配慮した行動を実践するための提案を行う「グリーンアップおおいたデイ」に衣替えするとともに、イベント終了後も、環境アプリ「エコふぁみ」のポイント付与を通じて県民に実践行動を促すこととしている。</p> <p>【対応済】</p> | 報告書 45 ページ |
| <p>おおいたグリーン事業者認証推進事業</p> <p>生活環境部 (環境政策課)</p> | <p>【結果】指摘 4-1</p> <p>おおいたグリーン事業者認証制度の周知について</p> <p>おおいたグリーン事業者認証制度を広げる方法の1つとして、全体的な周知を図るのみならず、企業の業種別や規模別に特有の事項等を整理し、認証企業の実績を加味しながら高い効果が期待できるポイントについて、同業者団体に働きかけを行うといった工夫を行うとよいのではないかと考えられる。</p> | <p>おおいたグリーン事業者認証制度の周知に向けては、商工観光労働部と連携して、年2回実施している500社訪問で紹介してもらうほか、自動車や半導体などの各企業会や工業連合会等への制度周知を図ることとした。</p> <p>また、令和7年度に最初の認証事業者が認証の更新時期を迎えるため、更新の案内を発出する機会をとらえてアンケートも実施することとしたい。</p> <p>【対応済】</p> | 報告書 49 ページ |
| | <p>【結果】指摘 4-2</p> <p>認証資格のあり方について</p> <p>認証資格に県税の滞納がないことが定められているが、</p> | <p>おおいたグリーン事業者認証を受けた事業者は、そのまま事業者表彰の候</p> | 報告書 50 ページ |

| 事業名 | 監査の結果及び意見 | 措置の内容 | 備考 |
|----------------|--|--|-----------------------|
| | <p>根拠法令などは確認できなかった。滞納者の中には悪質なケースのみならず、経営上やむを得ず滞納した者が存在すると仮定すれば、認証資格に滞納者を含めてもよいのではないかとも考えられる。要綱の見直しを検討されたい。</p> | <p>補になるため、他の事業者の模範となる存在であることが求められることから、要綱の見直しは行わないこととした。</p> <p>【対応済】</p> | |
| | <p>【結果】指摘 4-3 審査の同時性について 提案競技審査委員会が実施される場合、審査結果がすべて集計されるまで各委員に他の審査委員の内容が伝えられないことを保証する措置を講じておく必要がある。</p> | <p>書面で行う提案競技審査については、審査の透明性や適切性を確保できるよう、外部審査員の採点票が提出される前に県職員の採点表を徴収したうえで、各審査員には審査票の右上に提出日を記載してもらおうなど、運用のルールを改めた。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書 51 ページ</p> |
| | <p>【結果】指摘 4-4 契約のあり方について ロゴマーク等作成業務委託で作成されたロゴマークが啓発テレビスポット制作等の業務で利用されることになっていたが、2つの委託業務が同時並行的に実施されており、スケジュールがタイトな状況となっていた。</p> <p>1つの委託業務がもう1つの委託業務に大きく影響を及ぼす場合には、事業者のスケジュールを勘案しそれぞれの契約期間に余裕を持たせることが望ましい。同時並行して行う必要があれば、個別の契約ではなく、両者の契約を一体として実施する合理性や効率性を検討するよう努めた。</p> | <p>監査後、関連性の深い業務は原則一括で発注するよう改めて周知するとともに、やむを得ず個別発注する場合には、全体スケジュールを考慮した適切な執行管理を行うよう、課内会議を通じて各班総括から班員へ周知した。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書 52 ページ</p> |
| <p>未来の環境を守</p> | <p>【結果】指摘 5-1</p> | | <p>報告書</p> |

| 事業名 | 監査の結果及び意見 | 措置の内容 | 備考 |
|--|--|---|-----------------------|
| <p>る人づくり事業</p> <p>生活環境部 (環境政策課)</p> | <p>環境劇以外の幼児向け環境学習コンテンツについて</p> <p>環境劇以外にもより手軽に環境学習ができる幼児向けのコンテンツがないか検討していただきたい。</p> | <p>公演後のアンケートからも高い事業効果が確認される環境劇は継続しつつ、令和6年度に環境に関する新たな県民運動「グリーンアップおおいた」の開始に合わせ、県内各地で環境保全活動を実践する「グリーンアップおおいた実践隊」と連携し、新たに幼児をはじめ幅広い世代に「学び」や「ゲーム性」等の価値をプラスした環境保全活動への参加機会を提供する県民参加型環境保全活動実施事業を実施している。</p> <p>【対応済】</p> | <p>57 ページ</p> |
| | <p>【結果】指摘 5-2</p> <p>環境教育アドバイザーの高齢化に対する対応について</p> <p>環境教育アドバイザーの派遣回数が増加傾向にある中、環境教育アドバイザーの高齢化が進んでいるため、若い世代に環境教育アドバイザーになってもらえるような方策を検討していただきたい。</p> | <p>令和6年度に環境に関する新たな県民運動「グリーンアップおおいた」の開始に合わせ、制度名称を「グリーンアップおおいたアドバイザー制度」に改め、現在、自然観察会の安全確保等のためにアドバイザーに帯同しているサポーターのアドバイザー委嘱を進めている。また、毎年度、環境教育に関する知識やノウハウの取得を支援するための研修会を開催し、人材の確保を進めている。</p> <p>併せて、若年層の利用率が高いSNS（インスタグラム等）により当該制度の活用状況を発信するなどして、若年層を意識した普及啓発に取り組んでいる。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書 57 ページ</p> |
| <p>国立公園等施設整備事業</p> <p>生活環境部 (自然保護推進)</p> | <p>【結果】指摘 6-1</p> <p>国立公園等の情報収集と活用について</p> <p>担当課（室）では環境省への報告が必要な際には利用者</p> | <p>国や関係自治体、有識者等から構成される「国立公園満喫プロジェクト阿</p> | <p>報告書 61 ページ</p> |

| 事業名 | 監査の結果及び意見 | 措置の内容 | 備考 |
|-----|---|---|-----------------------|
| 室) | <p>数の取りまとめを行っているようであるが、利用者数の期間比較や分析、国立・国定公園利用者等のクレームや要望、各地域（施設）の安全状況、魅力や課題を可能な限り整理し、ノウハウを蓄積し、県としても施設情報を県民に伝えられるようより積極的な関わりを期待したい。</p> | <p>蘇くじゅう国立公園地域協議会」等を通じて、国立公園の利用状況の分析や、各団体の取組事例の共有等を行い、課題整理やノウハウの蓄積を行っている。</p> <p>また、県としても「くじゅうの登山口をつなぐバス」の運行や路上駐車対策のためのコーン設置、国立公園のPR動画・パンフレットの作成等を行い、国立公園の課題解決や魅力発信を図っている。</p> <p>【対応済】</p> | |
| | <p>【結果】指摘 6-2 要領の改正について</p> <p>国の交付金取扱要領と県事業実施要領との間に不整合な点があったことから担当課（室）に質問したところ、改正された国の要領に沿った改正を行っていなかったとの回答を受けた。交付対象事業が容易かつ網羅的に把握できるよう、国の改正要領に沿って県の要領を改正しておくことが望ましい。</p> | <p>国の自然環境整備交付金取扱要領で定めている交付対象事業と、大分県自然環境整備事業実施要領で定めている補助対象事業に一部不整合な点があったため、国の要領に沿って県の要領改正を令和7年3月に行った。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書 62 ページ</p> |
| | <p>【結果】指摘 6-3 起案書に対するけん制について</p> <p>起案書（添付資料：伺い）に明らかに不整合な点が示されている状態のまま回議、合議、決裁が行われている。上席者は可能な限り適切にチェックを行うことが求められる。</p> | <p>起案書の回議・合議・決裁を行う際は、上席者の他、副任や指導者を決裁ルートに入れるよう、令和7年5月に所属長が室員に対して庁内連絡で周知を図った。</p> <p>また、起案書の回議・合議・決裁を行う際は、起案書類に不整合な点がないか、「自然環境整備交付金・環境保全施設整備交付金の事務手続の手引き」等を用いて、上席者等の複数の視点で適切にチェックを行うよう留意している。</p> | <p>報告書 62 ページ</p> |

| 事業名 | 監査の結果及び意見 | 措置の内容 | 備考 |
|--------------------------------|--|---|-----------------------|
| | <p>【結果】指摘 6-4 事業の遅延について</p> <p>高島野営場の環境整備について、工事エリアや植生調査の整備内容の検討に時間を要したとの理由に基づき遅延報告書が提出されているが、補助金交付要綱に沿った「速やか」な提出がなされていない。</p> <p>利用者（県民）が施設を利用できない期間が延長されるのは、事業を進めるうえで重要な事項であるといった認識を持ち、補助対象先にタイムリーな報告を求めるとともに、スケジュール管理について必要な指導を行うことが求められる。</p> | <p>【対応済】</p> <p>国立公園等の施設整備に係る工事の進捗管理や事務処理等については、指摘内容を踏まえ、補助対象先と綿密に情報共有を図り、工事完了に向けて適切なスケジュール管理に努める。具体的な管理方法としては、毎月、環境省への公共事業施行状況報告の提出のために市町村に工事の進捗状況をメールで確認し、所属内で共有を図っている。なお、高島野営場の環境整備については、令和6年度に事業廃止を行い、令和7年度に改めて工事を実施する予定であることから、大分市と情報共有を図り、進捗状況を把握していく。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書 63 ページ</p> |
| | <p>【結果】指摘 6-5 事業の進め方について</p> <p>高島野営場は、施設の老朽化も課題であるが何よりアクセスの問題が大きいものと考えられる。施設の改修や無償利用の点のみで大きな利用者増加にはつながらない可能性も考えられる。</p> <p>当該施設は（大分市の）市有施設であり一義的には市が対応すべき責任のある事項と考えられるが、県民の有効利用のためにも、県には市に可能な範囲で助言する等の対応を期待したい。</p> | <p>高島野営場は大分市の市有施設であり、アクセスの課題は市の管理事項であるため、県としての対応は困難であるが、大分市の対応を注視し、可能な範囲で助言していく。</p> <p>【対応困難】</p> | <p>報告書 64 ページ</p> |
| <p>「山の日」レガシー推進事業 生活環境部</p> | <p>【結果】指摘 7-1 成果指標について</p> <p>「山の日」レガシー推進事業の事務事業評価によると、</p> | <p>Webサイトアクセス数について、令和6年度はWebサイトの閲覧数を</p> | <p>報告書 67 ページ</p> |

| 事業名 | 監査の結果及び意見 | 措置の内容 | 備考 |
|-----------|---|--|-----------------------|
| (自然保護推進室) | <p>成果指標はWebサイトアクセス数（月平均）とされており、目標に未達、実績値は前年度を下回っている。</p> <p>閲覧数を増やす、あるいはチャンネルを整理するための工夫が必要であるといえる。</p> | <p>上げるためにInstagramの活用や広告配信を行い、実績は前年度を上回るとともに目標を達成した。</p> <p>また、チャンネルの整理については、利用者のサイトの利便性をより高めるため、令和8年度中に公益社団法人ツーリズムおおいた、県商工観光労働部観光局観光誘致促進室が運営している大分県観光情報公式サイト『日本一のおんせん県おおいた』へ統合する方向で検討している。</p> <p>【検討中（検討）】</p> | |
| | <p>【結果】指摘 7-2 事業の積算額の根拠について</p> <p>大分県アウトドア情報発信事業業務委託において、積算書と（参考見積である）概算見積書の金額が不整合であったが、その内容が文書に記載されていなかった。積算書の金額の根拠を明らかにしておくことが望ましい。</p> | <p>参考見積等を基に積算したが、数量や単価等の数字の根拠記載が不十分であった。</p> <p>そのため、数量や単価の出典や算定の考え方等を記載し、積算金額の根拠を明らかにしておくよう改めた。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書 69 ページ</p> |
| | <p>【結果】指摘 7-3 実績報告資料の記載内容のチェックについて</p> <p>実績報告の記載内容については、可能な限り他の資料との照合を適切に行い、不整合な点は委託先に尋ねるなどして記載の正確性や内容の適切性を検討することが望まれる。また、実績報告に事業の募集者数のみが記載されていたが、実際の参加者数も報告することが望ましい。</p> | <p>実績報告書の記載内容について、提出された他の資料との照合が不足していたことが原因であったので、令和6年度は他の資料との照合を適切に行い、記載の正確性や内容の適切性を図った。また、イベント事業の報告については実際の参加者数を報告するよう改めた。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書 69 ページ</p> |
| | <p>【結果】指摘 7-4 1者随意契約理由について</p> <p>当事業は1者随意契約により実施されているが、システ</p> | <p>随意契約理由書に記載すべき内容の確認が不足していたため、記載内容</p> | <p>報告書 70 ページ</p> |

| 事業名 | 監査の結果及び意見 | 措置の内容 | 備考 |
|-----|--|---|----------------------|
| | <p>ム保守と運用サポート業務は再委託されていた。随意契約理由書の理由欄には、既存ホームページを委託先が制作しており委託先しか運用保守管理ができない、といった記載が見られた程度であった。</p> <p>1者随意契約であって再委託が見込まれる場合には、理由書にその必要性や合理性が認識できる程度に記載内容の充実を図ることが求められる。</p> | <p>に不足がないか見直しを行い、今後同様の事例がある際は随意契約理由書の中で再委託の必要性及び委託先でなければ実施できない業務を明確に記載することとした。</p> <p>【対応済】</p> | |
| | <p>【結果】指摘 7-5 メールの削除について</p> <p>阿蘇くじゅう国立公園における路上駐車状況調査業務が令和5年度内で2度行われている。2度の契約について見積依頼業者がすべて同一で金額も同一であった。</p> <p>一度不採択となり再び同一金額で見積書を提出した不採択業者の意図が理解できなかったこと等から、見積書受領日の履歴を示す資料を担当課(室)に依頼したところ、当時の担当者がメール履歴を削除していたとの回答を受けた。</p> <p>例えば、同一業者による見積合せや同一金額の見積書が複数回提出されるなど、通例ではないあるいは第三者から疑念を持たれかねない兆候が見られる場合には、見積の受領に関する事実の証拠は、後に重要な証拠にもなり得ることから、メールを削除する前に当該文書は保管しておくこ</p> | <p>見積書の原本を保存していたことから見積書受領の履歴を示す資料やメール等は不要と考え保存していなかったが、見積の受領に関する事実の証拠を残すため、関係書類の保管を行うこととした。</p> <p>令和7年度の路上調査状況調査業務についても、見積合せ等の業務を行うにあたり、施行文書の写しやメールを保存している。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書 71ページ</p> |

| 事業名 | 監査の結果及び意見 | 措置の内容 | 備考 |
|-----|---|---|-----------------------|
| | <p>とが求められる。</p> <p>【結果】指摘 7-6 安全運行等のための管理について</p> <p>周遊バス運行実施委託業務において、仕様書に定められた協議等の内容が文書化されていないことから、どのような協議が行われたのか確認できなかった。また、許可等の取得状況の資料も県では確認されていなかった。事業をより安全に履行するため、対応を改善することが望ましい。</p> | <p>くじゅうの登山口をつなぐ周遊バスについては、令和6年度から委託事業を廃止し、民間事業者を実施主体とする補助事業への見直しを行った。補助事業へと見直した後も、実施主体から運行状況報告書の提出を受けているが、安全に事業を実施するための事項についても報告書の内容に追加してもらうこととする。報告書の内容も踏まえ、バス運行が安全に実施されるよう、適切な助言等を行っていく。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書 72 ページ</p> |
| | <p>【結果】指摘 7-7 補助事業対象の可否の検討について</p> <p>補助対象の適否についてわかりやすい記載を指導するとともに、補助対象先の採択にあたり効果が曖昧であると疑念を持たれるものについては、内容を補足するなどして明確にしておくことが求められる。</p> | <p>募集要項第8条(2)に具体的な審査基準を示していたが、採択伺いに審査記録が添付されておらず採択基準が不明瞭であった。</p> <p>そのため、応募のあった団体に事業内容や事業効果を明確に記載するよう指導するとともに、選考結果を提案のあったすべての団体に文書で知らせ、不採択団体に対しては不採択理由の説明を行った。</p> <p>また、審査過程における検討内容や判断理由について、審査記録として文書化し保存することとした。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書 73 ページ</p> |
| | <p>【結果】指摘 7-8 要項の表現の統一について</p> <p>募集要項上、表現の統一性が十分に確保されていないことから、応募資格を満たして</p> | <p>募集要項上の表現が統一されていないため、以下のとおり要項を改正し、表現を統一した。</p> | <p>報告書 73 ページ</p> |

| 事業名 | 監査の結果及び意見 | 措置の内容 | 備考 |
|---|---|---|-----------------------|
| | <p>いるかどうかの判断基準の際、恣意性が混入する状況となっている。</p> <p>要項（様式含む）の策定・変更を行う際には、記載内容に不明瞭や誤解を生む表現がないか確認し、必要に応じて修正や説明を付記することが求められる。</p> | <p>○変更点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式4の会員数の欄に「※役職員を含む」の追加 ・様式5の欄外※職業・資格等について「団体役員（構成員）が」の削除 <p>今後は、要項（様式含む）の策定・変更を行う際には、記載内容に不明瞭や誤解を生む表現がないか確認を徹底するとともに、必要に応じて修正や説明を付記する。</p> <p>【対応済】</p> | |
| | <p>【結果】指摘 7-9 実績報告の添付資料について</p> <p>自然環境保全活動事業費補助金事業の実績報告の添付書類において、一部見積書や納品書の原本が提出されていた。要綱の規定に沿って写しを入手し、原本を受理しないように留意されたい。</p> | <p>事業実施主体に支払い書類については写しを送付するように指導することとし、事業実施主体に一部見積書や納品書の原本を返送し、当室保管の簿冊には写しを保管した。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書 74 ページ</p> |
| <p>生物多様性保全推進事業</p> <p>生活環境部 (自然保護推進室)</p> | <p>【結果】指摘 8-1 県民や事業者（法人）への働きかけの強化について</p> <p>農作物被害等を直接受けていない県民や事業者に対しても、生物多様性の維持、保全を身近な問題として捉えてもらえるような施策の充実を検討していただきたい。</p> | <p>特定外来生物の問題を広く県民や事業者理解してもらうため、啓発チラシやホームページ等を活用した情報発信を強化するとともに、特定外来生物であるアライグマを対象として、有害鳥獣駆除の報奨金に上乗せする補助金を創設した。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書 77 ページ</p> |
| | <p>【結果】指摘 8-2 担い手の高齢化への対応について</p> <p>生物多様性の保全活動を担う従事者が高齢化しているため、若い世代の参加を促す施策を検討していただきたい。</p> | <p>自然環境保全活動団体等にヒアリングを行い、担い手確保について検討した。自然環境整備活動事業で学生向けに自然観察会などを実施し、今後の担い手育成を試みる団体を積極的に採択</p> | <p>報告書 78 ページ</p> |

| 事業名 | 監査の結果及び意見 | 措置の内容 | 備考 |
|--|--|---|-----------------------|
| | | <p>した。今後も生物多様性保全のための担い手確保の施策を検討していくこととした。</p> <p>【対応済】</p> | |
| | <p>【結果】指摘 8-3 部署間の連携、情報共有について</p> <p>特定外来生物の防除は生活環境部、有害鳥獣の捕獲は農林水産部で実施しているため、連携、情報共有を密に行い施策の重複等がないよう留意していただきたい。</p> | <p>部署間の連携として、アライグマの捕獲頭数照会の際に、鳥獣保護法による捕獲分に関して農林水産部と連絡を取り、照会を行うこととした。</p> <p>また、農林水産部と密に連絡を取り、定期的に相互に施策の状況、結果等を共有し、施策の重複や対応漏れが生じないように連携体制を整備している。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書 78 ページ</p> |
| | <p>【結果】指摘 8-4 市町村の枠を超えた連携について</p> <p>県が橋渡しとなり、市町村の枠を超えて地域が一体となって生物多様性の維持、保全活動ができるような体制を整えていただきたい。</p> | <p>特定外来生物クリハラリスについては、防除実施計画を策定し、別府市等と連携して防除を行うこととした。</p> <p>また、特定外来生物アライグマについては、これまで県が主体的に防除を実施してきており、今後は、市町村が円滑に防除を行えるよう支援していくこととし、市町村間の連携など体制整備を行った。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書 79 ページ</p> |
| <p>大気保全対策事業</p> <p>生活環境部 (環境保全課)</p> | <p>【結果】指摘 9-1 測定局の老朽化について</p> <p>一般環境大気測定局の老朽化、測定機器の経年劣化に対応するため、設備更新を計画的に進めていくことを検討していただきたい。</p> | <p>一般環境大気測定局網が適切に機能するように、測定機器の更新計画に基づいて機器更新を進めている。10局ある測定局のうち1局減を予定しており、維持更新費用の削減を図ることとしている。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書 83 ページ</p> |
| | <p>【結果】指摘 9-2</p> | | <p>報告書</p> |

| 事業名 | 監査の結果及び意見 | 措置の内容 | 備考 |
|----------------------------------|--|---|---------------|
| | <p>移動測定車の更新について</p> <p>環境基準を満たし大気の様況が比較的安定している現状を鑑みた時に、大気環境移動測定車の更新が改めて必要なのかどうか検討していただきたい。</p> | <p>移動測定車については、令和7年度の更新を見送ることとした。なお、移動測定車による測定については、継続して実施している交通環境調査や活火山の噴火等による大気汚染緊急時の汚染状況の把握などの対応に必要であるため、現有車両が運用可能な限りは使用することとし、更新が必要な場合は、改めて移動測定車の必要性等を検討のうえ、更新の判断をすることとした。</p> <p>また、代替的手段については、測定車を不要とする小型化されたセンサー式測定装置の導入可能性を検討しており、国立環境研究所との共同研究に参加しているが、現状では十分な精度が担保できない状況であるため、引き続き検討及び情報収集を進めていく。</p> <p>【対応済】</p> | 84 ページ |
| | <p>【結果】指摘 9-3</p> <p>アスベスト飛散防止に係る立入検査について</p> <p>より実効性のある立入検査にするために、どのような方策があるか検討していただきたい。</p> | <p>事前調査結果の報告等で工事期間は把握できるが、除去作業のタイミングは把握困難なため、過去に問題のあった業者や同業者からの聞き取り等で事業者のリスク評価を行い、実効性のある立入検査ができるよう立入対象に令和7年3月から優先度を設定している。</p> <p>【対応済】</p> | 報告書 84 ページ |
| 水質保全対策事業 生活環境部 (環境保全課) | <p>【結果】指摘 10-1</p> <p>成果指標の設定について</p> <p>明確な成果指標が認められない事業については、成果指標の設定を検討していただきたい。</p> | <p>すでに環境基本計画（令和6年10月）において、河川や海域の環境基準達成率を指標としている。</p> <p>また、発生負荷量管理等調査については削減量を指標とすることを検討中である。</p> | 報告書 87 ページ |

| 事業名 | 監査の結果及び意見 | 措置の内容 | 備考 |
|---|---|--|----------------|
| | | 【検討中（検討）】 | |
| 公害対策関係受託事業 生活環境部 (環境保全課) | 【結果】指摘 11-1 測定体制の整備について 放射線量の測定に関する県主催の講習会の実施や分析技術者を育成するための研修を行い、測定体制の充実に努めていただきたい。 | 放射線量の測定に関して、当課主催の業務研修会等において、事業概要やサーベイメータの使用方法等について研修を行った。 また、分析技術者の育成に関しては、外部機関が実施している機器分析研修に新任者を派遣することで、測定体制の充実を図った。 【対応済】 | 報告書 93 ページ |
| | 【結果】指摘 11-2 成果指標の設定について 明確な成果指標が認められない事業については、成果指標の設定を検討していただきたい。 | 成果指標について、各事業における検体数を指標とすることを検討中である。 【検討中（検討）】 | 報告書 93 ページ |
| 産業廃棄物適正処理推進事業 生活環境部 (循環社会推進課) | 【結果】指摘 12-1 事業への効率的な税活用について 産業廃棄物税は税条例及び産業廃棄物税充当事業の選定方針に基づき4施策に充たされており、充当事業の効果について個別に検討が行われているところである。 今後は、有効性や効率性の程度を充当事業間で比較した上で、費用対効果の高い事業に資源が多く配分される工夫がなされることを期待する。 | 令和7年8月に産業廃棄物税充当事業の選定方針を改正し、「事業の有効性・効率性評価票」を新たに作成した。令和8年度予算要求以降は、事業の有効性・効率性評価票において評点の高い事業に優先して充たを行うこととしている。 【対応済】 | 報告書 95 ページ |
| 県外産業廃棄物対策事業 生活環境部 (循環社会推進課) | 【結果】指摘 13-1 県外産業廃棄物搬入に係る環境保全協力金の網羅性について 担当課が事前協議提出者に対して面談による聞き取りを行っており、県外排出事業者に対してリスクの識別を行っ | 年度ごとに無作為に抽出した事業者に立ち入り、書類を確認する等の事業者等立入マニュアルを令和7年6月に作成、各プロセスを文書化し、関係職 | 報告書 100 ページ |

| 事業名 | 監査の結果及び意見 | 措置の内容 | 備考 |
|-----|--|--|------------------------|
| | <p>ていることは、面談聞き取り事項を記載した事前協議受付簿で把握できた。</p> <p>今後は、リスクの「識別」のみならず、例えば県外から県内（大分市の区域を含む）の産業廃棄物処理業者へ産業廃棄物を持ち込む際に必要な事前協議ないし届出が網羅的に行われないリスクの程度を「評価」した上で、当該評価結果に対応した予防・発見手続が策定されていることが理解できるよう、当該プロセスを「文書化」しておくことが3Eの観点から望ましいと考える。</p> | <p>員が確認できる形で管理することとした。令和7年9月30日時点で、県外産廃を受け入れている県内の産廃処理業者3社に対し、立入調査等を実施し、必要な事前協議が行われているか監視を行った。</p> <p>【対応済】</p> | |
| | <p>【結果】指摘 13-2 県外産業廃棄物搬入の評価について</p> <p>事前協議の件数や搬入量や最終処分量、環境保全協力金の状況を踏まえ、県外産業廃棄物搬入の質的・量的重要性を評価できる、目標・進捗管理を行える指標が設けられないか検討されたい。</p> | <p>搬入量や最終処分量、都道府県別搬入量などを把握しているが、産業廃棄物の搬入は民間企業の営利活動であり、行政が制限できるものではなく、目標・進捗管理のための指標を設けることは適当ではないため、対応は困難である。</p> <p>【対応困難】</p> | <p>報告書 102 ページ</p> |
| | <p>【結果】指摘 13-3 立入件数について</p> <p>県外産業廃棄物排出事業者調査要領の立入件数の年度目標値が事務事業評価の主な活動指標の目標値と整合していないことから、要領を見直すか事務事業評価の目標を引き上げる等して、整合性を保つ必要がある。</p> | <p>事務事業評価は立入件数目標を30件に修正を完了している。県外産業廃棄物排出事業者調査要領は、件数を要領に記載することは不要であると判断したため、令和7年6月に県外産業廃棄物排出事業者調査要領を見直し、立入件数を削除した。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書 104 ページ</p> |
| | <p>【結果】指摘 13-4</p> | | <p>報告書</p> |

| 事業名 | 監査の結果及び意見 | 措置の内容 | 備考 |
|-----|--|---|----------------|
| | <p>調査の指摘事項の評価・対応プロセスの整備について</p> <p>調査により識別された指摘事項について、指摘事項の種類や重要性、再訪問の要否、処分の有無等の評価基準を明確にした上で、年度ごとに調査結果一覧表を策定し評価基準に沿った結果を記載されたい。それにより評価の透明性や客観性が確保されていること、業務が属人的な対応ではなく組織的な対応がとられていると第三者から判断することが可能となるものと考えられる。</p> <p>また、当該一覧表は調査結果の趨勢分析、施設間の比較などを容易にし、調査施設の抽出や重点調査事項に活用でき、次年度以降の継続的な質の高い監視が行われることにも有用であろう。</p> | <p>令和7年6月に県外産業廃棄物排出事業者立入調査結果の評価基準を明確化し、年度ごとに調査結果一覧表を作成するとともに、評価基準に沿った調査結果も記載した。</p> <p>【対応済】</p> | 104 ページ |
| | <p>【結果】指摘 13-5</p> <p>県外排出事業者調査のあり方について</p> <p>県外産業廃棄物（排出事業者）が増加するにつれて、県との協議や届出等に係る事務処理が増大するため、県外施設の立入調査に要する時間を確保することが困難になるといったトレードオフが生じることになる。</p> <p>立入調査先の抽出や調査手続をさらに効率的に実施するための方策を引き続き継続的に検討することが望まれる。</p> | <p>令和7年7月に搬入量が多い事業者や過去に県外産業廃棄物搬入事前協議制度に違反した事業者等、優先して確認が必要な事業者をリスト化することで事業者の選定の抽出方法について効率化した。</p> <p>また、事前に事業概要等の調査票の提出を受け、予め調査手順を確認した上で立入調査を行うことで効率化に努めた。</p> <p>【対応済】</p> | 報告書 105 ページ |
| | <p>【結果】指摘 13-6</p> <p>事業に係る資料の充分性に</p> | | 報告書 106 ページ |

| 事業名 | 監査の結果及び意見 | 措置の内容 | 備考 |
|---|--|--|------------------------|
| | <p>について</p> <p>事業が保健所設置市において適切に実施されたと判断できる資料が十分に入手されていなかった。資料が不足している場合は、保健所設置市に追加資料の提出を求めるといった対応が必要である。</p> | <p>指摘を受け大分市から監視員等が立入を行った日誌等の資料の提出を求め、適切に実施していることを確認した。また、雇用契約書等の提出は、個人情報等の観点から提出は出来ないと大分市から回答を受けた。</p> <p>今回の報告書から監視員等が立入調査を行った資料を確実に提出するよう指導し、書類の確認漏れ対策として、課内確認用の補助金のチェックシートに添付書類の一覧を追記して丁寧に書類の確認を行なうことを班員間で徹底した。</p> <p>【対応済】</p> | |
| <p>廃棄物不法投棄防止対策事業</p> <p>生活環境部 (循環社会推進課)</p> | <p>【結果】指摘 14-1 市が実施する委託事業の内容について</p> <p>補助事業実績報告書には、契約書の写しが添付されることと補助金交付要綱で定められていたが、中津市が包括的に監視業務を委託している委託先との契約書が簿冊に見当らなかった。書類を完備するよう改善する必要がある。</p> <p>また、中津市の検査調書の写しからは、委託事業が不法投棄監視と不法投棄物の収集等複数の事業にまたがるようなものが包括的に委託されているものと推察される一方で、中津市からは「監視」委託として一式で報告されており、行われた監視業務の内容や程度が不明瞭であった。担当課は市で実施された事業内容が的確に把握できる程度の情報収集に努める必要がある。</p> | <p>中津市に確認した結果、中津市の検査調書の写しにある不法投棄物の収集とは、監視パトロール中に発見したペットボトル等の一般ゴミ程度の収集であり、あくまで監視業務の一環で行なっているものであるとの回答であった。同市の一般的な認識としては、ゴミ拾いと言えるものであり、監視の途中でおこなっているため、事業での「不法投棄物の収集」とは別のものであるとのこと。また、不法投棄物の撤去については、中津市単体で予算措置をしており、県の予算は利用していないことを確認した。</p> <p>中津市には今回の報告書から事業について前述の旨がわかる書類を作成し、大分県に報告時に提出するように指導を行い、書類の確認漏れ対策として、課内確認用の補助金のチェックシートに添付書類の一覧を追記して丁寧に書類の確認を行なうことを班員間で徹底した。</p> | <p>報告書 111 ページ</p> |

| 事業名 | 監査の結果及び意見 | 措置の内容 | 備考 |
|-----|--|---|------------------------|
| | <p>【結果】指摘 14-2 業務実施報告のあり方について</p> <p>宇佐市からの実績報告書上の事業の成果として防止看板を「設置した」と記載されている一方、添付書類の請求書や写真からは、看板のパネル等が納品されたことは確認可能であるが、設置日時や場所の記録、現場写真など設置されたことが把握できる資料は見当たらなかった。看板は設置されて初めて事業の効果をなすものと考えられる。</p> <p>実績報告にあたり、担当課は事実内容の丁寧な確認と、必要に応じて報告内容の指導を行っていくよう改善する必要がある。</p> | <p>【対応済】</p> <p>指摘を受け、宇佐市より看板が設置されたことがわかる資料の提出を求め、確実に設置していることを確認した。</p> <p>また、次回の報告書から設置したことがわかる資料を確実に添付するよう指導するとともに、書類の確認漏れ対策として、課内確認用の補助金のチェックシートに添付書類の一覧を追記して丁寧に書類の確認を行なうことを職員間で徹底した。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書 112 ページ</p> |
| | <p>【結果】指摘 14-3 見積書について</p> <p>別府市より令和5年5月8日に補助金の交付申請が行われ、5月12日交付決定後の5月26日に変更承認申請が行われ増額申請がなされた。</p> <p>変更理由は不法投棄防止看板の購入において見積依頼した結果、予算額を上回ったためとされていたが、当初の交付申請と変更承認申請との期間が長期とまでは言い難く、当初の交付申請時の見積書作成日に疑念が生じたため、担当課を通じて市に確認したところ合理性が認められない回答が見られた。</p> <p>変更申請に係る無用の事務</p> | <p>別府市に確認した結果、様式が異なる点について、交付申請時は業者の見積書作成担当者が作成した担当者専用の見積様式を使用して見積書の作成を行っていたが、変更申請時の様式は業者が通常利用している様式を使用したため発生したものである。業者が2つの様式の見積書を利用しており、したがって、どちらも正式な見積書で間違いのないことを確認した。</p> <p>今後は、混同するため2種類の見積書を利用しないことや、見積金額や有効期限等の確認及び変更申請する際には合理性を担保できるように状況を整理することを指導し、別府市も書面確認を確実にを行うことの報告を受けた。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書 112 ページ</p> |

| 事業名 | 監査の結果及び意見 | 措置の内容 | 備考 |
|-----|---|---|------------------------|
| | <p>コストが生じないよう担当課は市に指導を行っていくことが求められる。</p> | | |
| | <p>【結果】指摘 14-4 交付要綱と実際に行われる補助事業との整合性について</p> <p>補助金の交付要綱には、補助対象事業は産業廃棄物の不法投棄及び不適正処理の「防止」に係る事業と規定されている一方、令和5年度に実施された事業の事業計画書には、不法投棄廃棄物の「撤去」業務委託が含まれていた。</p> <p>一般的に「撤去」は「防止」ではなく発見後の「是正」に係るものと考えられることから、当該要綱を見直すか補助対象外として取り扱うよう見直しを図ることが合理的であると考えられる。</p> | <p>要綱の解釈に恣意性が入る余地がないよう不法投棄廃棄物の撤去の文言を追記する要綱の改正を令和7年3月に行い、令和7年4月1日から運用している。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書 113 ページ</p> |
| | <p>【結果】指摘 14-5 排出事業者の明示について</p> <p>当事業は県が協会と締結したものである。実施された事業のマニフェストを見ると、本契約の受託者である協会が排出事業者となっているケースと、協会の構成員である個別の会社が排出事業者となっているものが見受けられた。</p> <p>契約の当事者が協会であること、個別の会社に不測の事態が発生した場合等を考慮して、マニフェストの排出事業者はすべて協会の名で発行するよう指導する必要がある。</p> | <p>令和6年度の委託業務より、すべて協会名で発行するよう指導した。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書 114 ページ</p> |
| | <p>【結果】指摘 14-6</p> | | <p>報告書</p> |

| 事業名 | 監査の結果及び意見 | 措置の内容 | 備考 |
|---|--|--|----------------|
| | <p>契約時の施工箇所の明記について</p> <p>事業の簿冊の中には、施工箇所の資料が綴じられているものの、委託契約書及び仕様書上には施工箇所が記載、明示されていなかった。委託契約書や仕様書に添付資料を参照する旨を記載するなどして、施工箇所を規定し取引の安全を図っておくことが望ましい。</p> | <p>令和6年度の委託業務より、仕様書に添付資料の施工箇所を参照する旨を記載した。</p> <p>【対応済】</p> | 114 ページ |
| | <p>【結果】指摘 14-7 実績のとりまとめについて</p> <p>担当課からは、撤去した地点ごとに廃棄物の重さや種類など整理した資料は個別に実績報告書として作成され、再発防止対策として出先機関（各保健所）が検討を行っているとの説明を受けたが、担当課が実績報告書の取りまとめを行ったうえで、注意看板や監視カメラ、不法投棄防止フェンス設置等の再発防止策の検討が行われることにより、個別最適化のみならず全体最適化も図られることが期待できる。</p> | <p>令和7年5月に全体の実績報告書一覧表を作成し、再発防止に努めた。</p> <p>また、不法投棄禁止看板の設置、監視カメラ、不法投棄防止フェンス設置等の再発防止策の検討を行う。</p> <p>【対応済】</p> | 報告書 115 ページ |
| <p>産業廃棄物処理施設周辺環境対策事業</p> <p>生活環境部 (循環社会推進課)</p> | <p>【結果】指摘 15-1 予算額の見直し等について</p> <p>産業廃棄物処理施設周辺環境対策事業の予算額が目標値に比較して過大になっている。有効性や効率性を把握して事業が行われているとは判断できなかったことから、予算額の見直し等を図る必要がある。</p> | <p>近年の実施状況および有効性について検証し、令和7年度目標値の見直しおよび予算額の精査を行った。</p> <p>(令和7年度目標値見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> 直近5年の事業実施箇所数：43事業(年平均：8事業) 直近5年の事業実施による周辺住民の不安解消箇所数について、申請資料および実績報告書にて確認：43事業 | 報告書 118 ページ |

| 事業名 | 監査の結果及び意見 | 措置の内容 | 備考 |
|-----|---|---|------------------------|
| | | <p>(年平均：8事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和7年度要望箇所数：8事業（市町村へ担当課から照会文書送付。担当課にて要望箇所および実施内容の確認および精査を実施） 令和7年度目標値見直し：近年平均の要望事業数が今後も継続する見通しとして「8事業」を目標値として設定。（令和7年度予算額の精査） 直近5年の事業実施額：年平均：56.1百万円（5年総額：280.3百万円） 令和7年度要望額：52.8百万円（担当課にて要望箇所および実施内容の確認および精査を実施） <p>【対応済】</p> | |
| | <p>【結果】指摘 15-2 資料受領の記録について</p> <p>津久見市からの事業実績報告書の添付資料に不足があり、追加資料が後日提出されていることについて、当該事実や事後の提出日が記録されていなかった。書類の瑕疵や対応について、可能な限り正確に記録を残しておくことが望ましい。</p> | <p>申請書類の瑕疵等による修正が生じた場合は、記録を残すこととした。申請者に対しても同様の対応を指導した。</p> <p>また、書類の確認漏れ対策として、課内確認用の補助金チェックシートに日付や添付書類の一覧を追記して丁寧に書類の確認を行なうことを班員間で徹底した。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書 119 ページ</p> |
| | <p>【結果】指摘 15-3 交付申請時の積算根拠について</p> <p>事業認定後に佐伯市において入札が実施され工事契約が交わされているが、その後変更契約（金額の増額）が交わされていた。最終的に工事金額が事業認定時の工事金額と完全に一致していた。</p> <p>事業認定時の工事金額を上限として工事変更が行えるよ</p> | <p>課内確認用の補助金チェックシートに項目を追記し、担当課として、審査を徹底するとともに、申請者に対して、交付決定通知時、メールおよび口頭にて変更申請時の必要性や妥当性を確認できる根拠資料作成を指導した。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書 119 ページ</p> |

| 事業名 | 監査の結果及び意見 | 措置の内容 | 備考 |
|-----|---|--|------------------------|
| | <p>うな慣例が生じていたり、そのような認識をもっていたりするといった疑念を持たれる可能性や、入札を実施する意義が薄まる可能性が考えられる。</p> <p>担当課は事業認定時の十分な積算の検討を促すとともに、安易な変更や変更額の合理性について十分留意しておく必要がある。</p> | | |
| | <p>【結果】指摘 15-4 交付申請時の積算根拠について</p> <p>佐伯市が交付申請の際に添付した総括情報表の諸経費区分・適用年が最新のものではないケースが見られた。担当課は可能な限り最新のもので提出するように市に指導されたい。</p> | <p>課内確認用の補助金チェックシートに項目を追記し、担当課として、審査を徹底するとともに、申請者より交付申請事前相談があった際に、メールおよび口頭にて根拠資料に使用する単価や諸経費区分・適用年について最新の情報にて資料作成するよう指導した。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書 120 ページ</p> |
| | <p>【結果】指摘 15-5 取引金額の妥当性</p> <p>民間企業甲社の交付申請時の見積合せの見積書の様式が2者一致しており、直接工事費の一部や間接工事費や一般管理費等の金額が一致していた。また、見積合せ先として提出された本工事内訳書には不正確な記載内容が見られ、見積書の正確性にも疑念がある。見積合せが適切に行われているとは判断できなかった。</p> <p>担当課は、提出書類を十分にチェックすることが必要である。その上で、書類に異常点が認められる場合は、事業</p> | <p>提出された書類を担当課の複数人でチェックするとともに、異常点が認められる場合は、事業実施機関と請負業者との関係性や取引金額、業務の適正性について、第三者取引と同等の観点で検討する。また、当該検討過程を文書化・保存し、必要に応じて確認できる体制を整備した。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書 121 ページ</p> |

| 事業名 | 監査の結果及び意見 | 措置の内容 | 備考 |
|--|---|---|------------------------|
| | <p>実施機関と請負業者との関係性、取引金額や業務の適正性について第三者取引と同等レベルのものであるかといった点について検討を行い、その過程を記録する対応が求められる。</p> <p>【結果】指摘 15-6 変更理由の妥当性等の検討について</p> <p>宇佐市より設計変更を理由として事業変更承認申請書が提出されているが、添付されている変更理由書の記載内容が十分ではないものが複数見受けられる。変更理由が不可避的なものであったこと、確からしさが把握できる程度に、記載を具体的に行うよう市に促すとともに、担当課は変更の必要性や正当性、妥当性を十分に確認することが望ましい。</p> | <p>課内確認用の補助金チェックシートに項目を追記し、担当課での審査を徹底するとともに、申請者より申請事前相談があった際に、メールおよび口頭にて、変更申請時の必要性や妥当性を確認できる根拠資料の添付を指導した。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書 122 ページ</p> |
| <p>産業廃棄物処理施設等監視指導事業</p> <p>生活環境部 (循環社会推進課)</p> | <p>【結果】指摘 16-1 重点監視先のあり方について</p> <p>担当課は各保健所から問題があった先を挙げてもらい重点監視先として月1回以上の監視に努めているようであるが、重点監視先の要件が明文化されていない状況である。</p> <p>今後は重点監視先を明確にして、リスクの高い先が容易かつ網羅的に管理されていることを第三者から把握しやすい状況にしておくことが望ましい。</p> | <p>令和7年度から保健所へ重点監視先の照会をする際に、重点監視先の選定要件を明記した。具体的には、保管基準違反等に該当する現場、過去指導歴があり、特に継続監視の必要な処分場や不法投棄現場を選定要件とした。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書 125 ページ</p> |
| | <p>【結果】指摘 16-2 情報の集約化について</p> | | <p>報告書 126 ページ</p> |

| 事業名 | 監査の結果及び意見 | 措置の内容 | 備考 |
|-----|--|--|------------------------|
| | <p>苦情や不法投棄 110 番、メールの内容や件数などが整理、集約されていなかった。</p> <p>一覧表を作成、更新して、必要な情報が識別、把握、処理され、組織内外及び関係者相互に正しく伝えられることを確保するといった内部統制の充実を図ることが望ましい。</p> | <p>不法投棄などの通報情報を各保健所（部）の環境衛生担当職員と共有するための一覧表を作成し、令和 7 年 10 月 1 日から運用を開始している。</p> <p>【対応済】</p> | |
| | <p>【結果】指摘 16-3 マニフェストのさらなる活用について</p> <p>担当課から、モニタリングの対象業者（会社）が赤字を計上している場合、マニフェスト（処理量）と売上高の関係を比較するケースがあるとの説明を受けたが、今後はモニタリングを行う処理業者を抽出する際に、分析的手続を利用できないか検討する余地がある。</p> | <p>令和 7 年度から処理業者に事前に提出を依頼している決算書類に加え、マニフェストに基づく処理量等が記載された帳簿の提出も依頼し、処理業者選定の際に産業廃棄物の処分量が多い事業者を選定するといった分析データとして活用している。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書 127 ページ</p> |
| | <p>【結果】指摘 16-4 契約のあり方について</p> <p>経営実態監視業務委託の見積結果表を過去 3 年分閲覧したところ、同一の者、同一価格により契約予定者が決定されていた。見積合せの効果が発揮されているとは判断できない。</p> <p>産業廃棄物処分業者の財務諸表をはじめとする機密性の高い資料を多く入手する業務の特殊性等を鑑み 1 者随意契約とする、あるいは 1 者随意契約に足る理由がないのであれば見積業者を新たに加えることを検討するなど、少なく</p> | <p>企業の財務諸表に加え取引先等の機密情報を扱う、特殊な性質を有する契約であるため、競争入札に適さないものであると判断し、令和 6 年度から契約方法を過去に本事業の受託経験のある者への 1 者随意契約に変更した。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書 128 ページ</p> |

| 事業名 | 監査の結果及び意見 | 措置の内容 | 備考 |
|--|---|--|----------------|
| | とも現状より合理性や透明性、競争性が確保されるよう改善することが必要である。 | | |
| 災害時海岸漂着物処理事業 生活環境部 (循環社会推進課) | <p>【結果】指摘 17-1 事業の財源について</p> <p>令和5年度、災害時海岸漂着物処理事業予算額50,000千円のうち産業廃棄物税基金25,000千円が充てられることとされている。</p> <p>一般廃棄物は産業廃棄物以外の廃棄物と定義する法に照らし、海岸漂着物を一般廃棄物と捉えた場合、産業廃棄物の排出抑制や処理推進を目的とした産業廃棄物税を充当することについて、合理的ではないと考えられる見方もあるだろう。</p> <p>事業の財源構成について問題がないか再度確認するとともに、今後も産業廃棄物税基金を充当するのであれば、財源割合を含め合理的な根拠を明示した上で事業が実施されることが望まれる。</p> | <p>通常、海岸漂着物の処理は海岸管理者が実施しており、その場合、当該廃棄物は産業廃棄物及び一般廃棄物となること、また、補足のとおり大量の木くず等、市町村が処理できない廃棄物は産業廃棄物業者に処理を委託していることから、事業費の1/2に税を充当していることは問題ない。</p> <p>【対応済】</p> | 報告書 130 ページ |
| プラスチックごみ削減推進事業 生活環境部 (循環社会推進課) | <p>【結果】指摘 18-1 プラスチックごみ分別回収が未実施の自治体について</p> <p>県内市町村のプラスチックごみの分別収集を進めていただきたい。</p> | <p>市町村におけるプラスチックごみの分別回収が進むよう、プラスチックごみ削減推進協議会及びおおいた資源循環推進協議会において、先進事例の情報提供など市町村への働きかけを継続していく。</p> <p>また、これらの活動を通じて市町村からのニーズを聞き取り、補助金等の創設も視野に研究していく。</p> <p>【対応済】</p> | 報告書 134 ページ |
| | <p>【結果】指摘 18-2</p> | | 報告書 |

| 事業名 | 監査の結果及び意見 | 措置の内容 | 備考 |
|-----|---|--|----------------|
| | <p>成果指標について</p> <p>成果指標はプラスチックごみ削減量を指標にすることを検討していただきたい。</p> | <p>排出されるプラスチックごみの量を把握できないこと、また、本事業の効果により削減される量を把握することができないことから、「プラスチックごみの削減量」を成果指標とすることは困難である。引き続き、「プラスチックごみ削減協力事業者数」を成果指標として、プラごみの削減を呼び掛けていくとともに、市町村におけるプラスチックごみの分別回収が進むよう働きかけていきたい。</p> <p>【対応済】</p> | 135 ページ |
| | <p>【結果】指摘 18-3</p> <p>プラスチックごみ発生源調査の結果について</p> <p>プラスチックごみ発生源調査により、プラスチックごみの投棄が常態化している場所がある程度特定されているため、当該場所については投棄を抑制するための施策を講じていただきたい。</p> | <p>プラスチックごみの常態的な投棄が疑われる区域については、不法処理防止連絡会議等で市・土木事務所等への情報共有を行い、必要に応じて不法投棄防止対策等支援事業費補助金や不法投棄撤去事業等を活用するよう促した。</p> <p>また、テレビCMや新聞広告により、海洋プラごみ問題に関する意識醸成・理解促進を図り、プラスチックごみの投棄防止を図る。</p> <p>【対応済】</p> | 報告書 135 ページ |
| | <p>【結果】指摘 18-4</p> <p>県民の意識を高めるための啓発活動について</p> <p>海洋プラスチックごみについて、沿岸域の住民以外にも身近な問題として意識してもらえるように啓発活動を工夫する必要がある。</p> | <p>大分県民一人ひとりがごみ問題に関心を持ち、美化活動への幅広い世代の参加の促進を図ることを目的に、OITAスポGOMIブロック大会というごみ拾いの大会を県内で実施した。</p> <p>また、スーパー等を「食品トレー・ペットボトル回収協力店（エコふぁみ協賛店）」として登録し、県が運用するスマホアプリ「エコふぁみ」のポイ</p> | 報告書 136 ページ |

| 事業名 | 監査の結果及び意見 | 措置の内容 | 備考 |
|---|--|---|------------------------|
| | | <p>ントを付与することで、プラスチックごみ回収への参加を促し、県民意識の醸成を図る。</p> <p>【対応済】</p> | |
| <p>ものづくり循環 経済促進事業</p> <p>商工観光労働部 (産業GX推進 室)</p> | <p>【結果】指摘 19-1 補助金の採択件数について</p> <p>産業廃棄物削減等ものづくり事業費補助金の採択件数を増やしていく方策を検討していただきたい。</p> | <p>事業目的を達成するため、循環経済に係る啓発セミナーや商工団体向けの説明会にて当該補助金についてPRし、周知を図ってきたところである。引き続き様々な機会を活用して当該補助金の周知を積極的に行っていく。</p> <p>なお、大分県環境基本計画における目標件数については、予算規模から適当と考えるが、引き続き事業のPRを行い、幅広い業種からより多くの申請が行われるよう努めていきたい。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書 141 ページ</p> |
| | <p>【結果】指摘 19-2 補助金申請前の相談、支援体制について</p> <p>事業者が補助金を申請する前の段階で、具体的な相談、支援を受けられる体制をより充実していただきたい。</p> | <p>これまでも補助金の申請前に担当者がヒアリングを行い、事業者からの相談を受けていたところである。令和7年度以降は、新たに事業者が補助金申請の前段階から、具体的な相談、支援を受けられるよう、専門家による事前相談会を開催する。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書 142 ページ</p> |
| <p>グリーン・コンビナートおおい た創出事業</p> <p>商工観光労働部 (産業GX推進 室)</p> | <p>【結果】指摘 20-1 より具体的な計画の策定について</p> <p>グリーン・コンビナートおおいの推進構想では2050年の大分コンビナートのあるべき姿を示している。いわばグランドデザインを示している状態であるため、将来的にはそのグランドデザインを実現するための具体的な計画の策定が望まれる。</p> | <p>目指すべき姿を共有した上で構想実現に向けていくつかの企業間連携プロジェクト等が動き出しているが、いずれも高度な技術開発を伴うものであり、また情報流出の懸念から公開が難しい案件もあるため、具体的な計画については、技術開発の見通しが明らかになり、かつ情報公開が可能になった段階で策定することとしたいが、現段</p> | <p>報告書 146 ページ</p> |

| 事業名 | 監査の結果及び意見 | 措置の内容 | 備考 |
|--|--|--|------------------------|
| | | <p>階では困難である。 【対応困難】</p> | |
| | <p>【結果】指摘 20-2 構想の周知について 大分コンビナートと直接関わりがない一般の県民に対しても、身近な課題として感じてもらえるような周知の方法を検討されたい。</p> | <p>認知度向上については、「グリーン・コンビナートおおい推進構想」を県ホームページに掲載するとともに、各種パブリシティの活用や各種会議において構想のPR活動を図ってきたところである。 今後は、大分コンビナートを紹介するパンフレットに構想を掲載する等さらに構想の周知を図り、認知度の向上に努める。 【対応済】</p> | <p>報告書 147 ページ</p> |
| | <p>【結果】指摘 20-3 成果指標について 成果指標は、将来的には企業間のマッチングや試験的取組の回数ではなく、実用化した件数等にすることが望ましい。</p> | <p>「グリーン・コンビナートおおい推進構想」は、緒についたばかりの構想であり、各プロジェクトについても実用化するまでに年数を要することから、1年ごとに実用化した件数等を成果指標とすることは困難である。 【対応困難】</p> | <p>報告書 147 ページ</p> |
| <p>エネルギー関連 産業成長促進事業 商工観光労働部 (産業GX推進室)</p> | <p>【結果】指摘 21-1 エネルギー産業企業会の経営状況の公表について 任意団体に対する指導指針である「県が関与する任意団体の設立及び運営に関する指針」に則った経営状況の公表を行っていただきたい。</p> | <p>令和7年1月14日までに決算状況等を掲載した過去3カ年度の総会資料等を企業会のホームページに掲載した。 【対応済】</p> | <p>報告書 152 ページ</p> |
| | <p>【結果】指摘 21-2 PPA事業への参入促進について PPA事業は、新しい再生可能エネルギーの導入モデルとして注目されているものの、県内では参入する事業者も需要者もまだ少ない。認知</p> | <p>大分県エネルギー産業企業会で開催するセミナー等を通じてより一層の周知に努める。 また、県施設については、令和6年度に別府警察署等のPPA導入に係る</p> | <p>報告書 153 ページ</p> |

| 事業名 | 監査の結果及び意見 | 措置の内容 | 備考 |
|--|---|---|------------------------|
| | <p>度を高めるため、より一層の普及啓発活動に努めていただきたい。</p> | <p>企画提案競技を実施し、令和7年度から導入を行った。今後も実施可能な施設を検討し導入していく。</p> <p>【対応済】</p> | |
| <p>中山間地域等直接支払事業</p> <p>農林水産部 (水田畑地化・集落営農課)</p> | <p>【結果】指摘 22-1 事務処理負担について</p> <p>当該事業については、国の事業としての側面が強く、一義的には制度の在り方を決定する権限は県にはないと考えられる。</p> <p>しかしながら、現在の膨大な事務処理負担を鑑みると、事務処理の簡素化・効率化について国に働きかける余地がある。</p> | <p>国の第三者委員会においても、集落協定や市町村の事務負担が課題に上がっており、今年度から始まった第6期対策（5年/期）において、国は都道府県や市町村からの要望を受け、第6期対策に係る制度改正にて様式等の見直しを行い、事務負担軽減の対応を行った。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書 157 ページ</p> |
| | <p>【結果】指摘 22-2 実績報告資料の記載内容のチェックについて</p> <p>由布市と日田市について、令和5年度の実績報告の過程で端数処理の誤りが生じており、協定への交付額の誤りが判明している。</p> <p>市町村における計算が誤っていたものではあるが、多大な事務処理負担が双方に生じてしまっており、再発防止に向けた取組が求められる。</p> | <p>端数処理の誤りは、小数第一位切り捨て整数止めにすべきところを四捨五入していることに気づかずミスが発生したものである。</p> <p>再発防止のために、令和6年度以降は申請様式（Excel）に予め数式を入力し端数処理のミスが生じないように対策を講じた。</p> <p>また、年度初めの振興局や市町村の担当者会議において、申請書類の二重チェックを実施すること等の確認体制を構築するよう指導した。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書 159 ページ</p> |
| <p>GAPを活かす産地育成事業</p> <p>農林水産部 (地域農業振興課)</p> | <p>【結果】指摘 23-1 農業者へのインセンティブの醸成について</p> <p>GAP 認証取得者以外の生産者への GAP 取組の普及にあたっては、認証体制の構築のみならず、農業者へ自発的な認証取得へのインセンティブを</p> | <p>GAP 認証を取得するメリットとしては、生産者や販売出荷団体にとって食品事故防止、農作業事故防止、従業員教育（人材育成）など経営改善だけでなく、取引先との信頼性の向上、販路</p> | <p>報告書 163 ページ</p> |

| 事業名 | 監査の結果及び意見 | 措置の内容 | 備考 |
|--|--|---|------------------------|
| | 付与する取組がより一層求められる。 | <p>拡大（商談材料）等が考えられる。</p> <p>しかし、GAP 認証では、多数の生産工程管理項目があり、生産者にとって書類整理や作成は大きな負担となる。また認証取得だけでは販売単価の向上効果を感じられないため、取引先からの要求や輸出対応等がなければ積極的な取得に繋がりにくいのが現状である。</p> <p>このような状況の中、大分県では、本事業を通じ、GAP 指導員を育成し生産者に推進及び指導を行ったことにより、青果物では全国 5 位の認証数となっている。</p> <p>また、GAP の普及拡大及び認証取得のさらなる推進に向け、令和 7 年度は、GAP が経営改善に繋がることを生産者に啓発するよう GAP 指導員研修等で周知しており、生産者を対象とした研修でも啓発している。</p> <p>今後も引き続き、県普及指導員や JA 営農指導員を GAP 指導員として育成し、GAP の普及拡大、ひいては認証取得に繋げていきたい。</p> <p>【対応済】</p> | |
| <p>持続可能な豊かな有機産地等活性化事業</p> <p>農林水産部 (地域農業振興課)</p> | <p>【結果】指摘 24-1 環境関連活動指標の目標設定について</p> <p>成果指標達成に向けて必要となる活動に関する指標として土壌診断件数/年を設定しているが、目標値が妥当な水準であるか検討する余地がある。</p> | <p>令和 4～6 年度にかけて、有機農業を推進していく過程で、土壌診断を行うことが浸透、徹底されたため、目標を大きく上回ることになったと思われる。</p> <p>令和 7 年度開始の「おおいたの有機産地等拡大促進事業」においては、指標を新たに、「大分県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画」に基づく、みどり認定者数とした（令和 7 年度末：累計 50 名→令和 9 年度末：累計 100 名）。目標の設定は適正であ</p> | <p>報告書 167 ページ</p> |

| 事業名 | 監査の結果及び意見 | 措置の内容 | 備考 |
|--|--|---|------------------------|
| | <p>【結果】指摘 24-2 入札における県からの牽制機能の発揮について</p> <p>1 者入札や外観的に競争原理が働いているのかが不明な入札については、競争原理が働いているかどうかについて、県からも十分な牽制機能の発揮が求められる。</p> | <p>ると判断しているが、3か年の期間の中で目標を上回ることが想定された場合は、途中で上方修正することを検討する。</p> <p>【対応済】</p> <p>指摘を受け、以下のとおり、間接補助事業者である市に対して指導した。</p> <p>①指導方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年2月上旬に地域農業振興課から補助金担当窓口の振興局に対し、間接補助事業者である市への指導を依頼。2月下旬に振興局が市へ指導した。 <p>②指導事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体が一般競争入札を行う際、入札参加者が複数者になり価格競争が働くよう努めることを指導する。 ・事業実施主体が見積徴収する際、競争原理が働くように見積依頼の方法等指導する。 <p>なお、令和7年度に開始した「おおいたの有機産地等拡大促進事業」における施設等整備の補助事業において指摘事項の改善を確認している。今後も適正な執行が行われるよう指導していく。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書 168 ページ</p> |
| <p>環境に配慮した農業定着化推進事業</p> <p>農林水産部 (地域農業振興課)</p> | <p>【結果】指摘 25-1 成果指標について</p> <p>当事業においては、経常的経費であるという側面から、成果指標の測定等は行っていない。しかしながら、事業の効果を測るためにも、一定の効果測定を検討する余地がある。</p> | <p>これまで目標設定はなかったが、令和6年度に策定した「おおいた農林水産業元気づくりビジョン2024」において、日本型直接支払交付金(多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金)の取組面積を令和15年の目標値として設定した。このため、環境保全型</p> | <p>報告書 172 ページ</p> |

| 事業名 | 監査の結果及び意見 | 措置の内容 | 備考 |
|---|--|--|------------------------|
| | | <p>農業直接支払取組面積の目標値を効果測定の数値とする。</p> <p>【対応済】</p> | |
| <p>水田農業産地力強化対策事業</p> <p>農林水産部 (水田畑地化・集落営農課)</p> | <p>【結果】指摘 26-1 米の安定供給について</p> <p>人口の減少、担い手不足、食の多様化等の影響もあって、作付面積や収穫量は減少傾向にある。令和6年度は米不足が社会問題となり価格高騰の事態を招いた。様々な要因が重なった結果ではあるが、農林水産省の方針に沿いながらも、県独自の解消方法を模索していただきたい。</p> | <p>国では、米の需給及び価格の安定を図るため、米の需給の適確な見通しを示すとともに、米の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営を行っている。なお、令和6年～7年の米不足を受けて、国としては、より精度の高い情報を関係機関等に提供し「需要に応じた生産」を推進し米の安定供給を確保するとしている。</p> <p>県においては、国が示す米の需給見通しを踏まえつつ、引き続き高温耐性品種「なつほのか」への転換による生産量の確保や、中核的経営体の育成等により、需要に応じた米の安定生産に取り組んでいく。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書 177 ページ</p> |
| | <p>【結果】指摘 26-2 なつほのかの販売戦略について</p> <p>大分県では「なつほのか」の作付面積を増加する方針をとっており令和5年度では目標の2,000haを超過し2,049haの作付面積を確保している。米の品質としては令和4年度、5年度継続して特Aの評価となっており申し分ない。今後は知名度を上げることが課題であり、知名度向上に向けた取組を継続していただきたい。</p> | <p>県では、高温耐性品種「なつほのか」の生産と消費の拡大に取り組んでおり、令和6年度は、「なつほのか」の作付面積3,015ha（前年度比+966ha）の達成や県内を中心としたCM放映等による「なつほのか」の知名度向上に取り組んだ。</p> <p>令和7年度は、これまでの取組に加えて、県外消費者に向けた食イベントでのPR活動や量販店での販売促進活動などを実施し、県内外での「なつほのか」のさらなる知名度向上を図っている。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書 180 ページ</p> |
| | <p>【結果】指摘 26-3 事業目標達成状況報告書に</p> | | <p>報告書 180 ページ</p> |

| 事業名 | 監査の結果及び意見 | 措置の内容 | 備考 |
|--|---|---|------------------------|
| | <p>ついて</p> <p>補助金の導入後は、事業実施の際に計画した目標の進捗状況を毎年国に報告することになっている。令和5年度で3年計画の最後を迎えた由布市の事業を見てみると、付加価値額の拡大は3期末達成、面積拡大は3期目だけの目標となっているがこれも未達成となっている。どちらの目標も3年度目の達成状況0%以下となっている。</p> <p>農業は気候に大きく左右されることもあり、想定どおりに進まない事業であることは承知している。しかし、計画時の値より3年目の実績が悪くなっているのは望ましい状況ではない。今後も目標達成に向け引き続き関係機関と連携して改善指導を行っていただきたい。</p> | <p>本事業については、はとむぎの産地化に向け実需者との協議に基づき計画を作成し、実施したものであるが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化したことで、販売状況が悪化し、実需者からの要請で、やむを得ず栽培面積を拡大することができなかつたため、目標を達成することができなかつた。</p> <p>そのような状況ではあったが、県では、関係機関と協力して、販路や取引量の拡大に向けた取組を行ってきたところである。</p> <p>令和6年度の実需協議では、新型コロナウイルスの感染状況が落ち着きつつあることに伴い、はとむぎの需要動向も回復してきた旨の説明があったため、令和7年度からは徐々に取引量（生産量）も拡大する計画となっている。</p> <p>引き続き、目標達成に向け実需向けの販売量の増加と実需を通じた新たな販売先の開拓を行っていく。</p> <p>また、近年、播種後の多雨の影響により収量低下に繋がっていることから、播種時期や排水対策等技術面での支援等の改善指導を、引き続き市や振興局など関係機関と連携して行っていく。</p> <p>【対応済】</p> | |
| <p>集落営農継続発展対策事業</p> <p>農林水産部 (水田畑地化・集落営農課)</p> | <p>【結果】指摘 27-1 農事組合法人の将来ビジョンについて</p> <p>若者等の雇用を目的とした事業において支援している農事組合法人の決算を見てみると、令和4年度、5年度継続して最終利益が赤字となっている。また、交付金等の営業</p> | <p>若者等の雇用を進めるためには、法人の将来性や魅力ある雇用条件を示すことが重要である。</p> <p>そのため、県では、集落営農法人の経営改善や後継者確保の方向性を定めた中期計画や経営ビジョンの策定を進</p> | <p>報告書 184 ページ</p> |

| 事業名 | 監査の結果及び意見 | 措置の内容 | 備考 |
|---|---|--|------------------------|
| | <p>外収益が低下すれば最終利益はさらに大きな赤字となることが推測され、債務超過までは至らずも厳しい財務状況である。</p> <p>若者雇用を目的とするのであれば、法人として将来性のあるビジョンを示す必要があり、そのようなビジョンが描ける農業の在り方を行政も一体となり考えていく必要がある。</p> | <p>めており、経営規模の拡大や高収益品目の導入、法人の中核を担う人材の確保育成など、各法人の課題に即した支援に取り組んでいる。</p> <p>令和7年度は、法人の経営ビジョン策定に向けた集合セミナーの開催や専門家によるコンサル指導、普及指導員による個別の伴走支援に取り組んでいく。</p> <p>【対応済】</p> | |
| | <p>【結果】指摘 27-2 環境保全のための担い手について</p> <p>農業・農村は、米や野菜などの食料生産のみならず、環境や景観の保全、防災といった多面的機能を有しており、こうした観点からも、各地域で農業が継続していくことが重要である。集落営農法人に対しては、別事業でも支援していることは承知しているが、環境保全や景観保全といった機能維持も含め、持続的な経営となるよう取り組んでいただきたい。</p> | <p>集落営農法人は、地域の農地を一手に引き受けており、水田における地下水のかん養や棚田をはじめとする農村の環境保全や景観保全などに広く寄与しているが、一方で、近年は法人構成員の高齢化による人材不足が顕在化している。</p> <p>そのため、県では、新たな常時従事者の確保や農業機械オペレーターの育成などを通じ、次代につながる集落営農法人の育成に取り組んでいる。</p> <p>令和7年度は、農業の生産活動の継続や、農村の環境保全や景観保全といった機能の維持を図るため、経営の中核を担う人材の確保や育成、高収益品目の導入による経営の多角化支援など、持続可能な集落営農法人の育成に向け取り組んでいく。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書 184 ページ</p> |
| <p>おおいた園芸産地づくり支援事業</p> <p>農林水産部 (園芸振興課)</p> | <p>【結果】指摘 28-1 落札業者が作成した設計内容の確認について</p> <p>令和5年8月1日の経緯報告書において、着手届の提出が遅れた理由として実施設計</p> | <p>適切な入札公告や現地説明会の実施については、これまでも間接補助事業者の市町村を通じて指導している。令</p> | <p>報告書 188 ページ</p> |

| 事業名 | 監査の結果及び意見 | 措置の内容 | 備考 |
|-----|--|--|------------------------|
| | <p>書どおりの工事ができない旨の報告が行われている。工事が出来ない理由としては、今回落札した業者の事前設計が甘く、園地の測量・設計を再度行うことになったためとなっている。</p> <p>事業実施主体と業者の間で適切な入札公告・現地説明会が行われるよう、所管課として間接補助事業者である市町村に対する助言、指導を徹底していただきたい。</p> | <p>和7年度からは、市町向け事業説明会（令和7年5月実施）等において、既存施設への機械追加整備など設計に時間を要する案件に関してはより丁寧な現地説明会を実施するなど、指導の徹底を行った。</p> <p>【対応済】</p> | |
| | <p>【結果】指摘 28-2 投資回収の検討について</p> <p>新規投資の投資回収について、生産量の増加により約36,400千円の売上が見込まれることにより投資回収は可能であると判断している。しかし、本来は売上の増加ではなく、キャッシュ・フローを見た上で投資回収ができるか否かの判断が妥当と考える。</p> | <p>令和7年4月実施要領を改正し、実施計画認定申請時に提出する事業実施計画書にキャッシュ・フローに関する項目を新設し、投資回収ができるか否かの判断を行うこととした。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書 189 ページ</p> |
| | <p>【結果】指摘 28-3 請負管理料について</p> <p>請負管理料率の入札は一般競争入札で実施されているが、過去から継続的に1者のみが参加する結果となっている。競争原理が働かない入札となっており好ましい状況ではない。</p> <p>また、請負管理料は代行施工の対価となっており、「強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ等の交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」において、製造請負</p> | <p>請負管理料の入札公告については、これまでも間接補助事業者である市町村を通じ指導を行ってきたところであるが、代行施工の必要な事業のみ代行施工の手法をとるよう、市町向け事業説明会（令和7年5月実施）において、指導の徹底を図った。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書 189 ページ</p> |

| 事業名 | 監査の結果及び意見 | 措置の内容 | 備考 |
|-----|--|--|------------------------|
| | <p>管理料は機械費等の5%に相当する額以内と定められている。</p> <p>今回は工事ではなく機械の入札であるため、代行施工の方法を採用する必要性は低いように感じられる。入札の内容によっては代行施工が本当に必要か否か検討することも必要と考える。</p> | | |
| | <p>【結果】指摘 28-4 収支計画と実績値の比較検証について</p> <p>収支計画の作成は要求しているが、実績との比較は検討されていない。その代わりに総販売額の増加の確認が行われている。しかし、販売額の増加を見るだけでは本当に事業が成功しているか否かの確認として不十分と思われる。</p> <p>販売額の増加だけでなく、例えば収支計画と実績値の比較も行う方が望ましいと考える。また、販売額の増加においても、増加の要因が単価の増加であるのか販売量の増加であるのかの報告を受ける必要があると考える。</p> | <p>今後は、事業実施状況報告時に、その根拠となる単価、販売量等の資料の提出を受けることで、計画に対する実績の比較検証と併せて収益性についても確認することとした。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書 190 ページ</p> |
| | <p>【結果】指摘 28-5 入札の目標価額について</p> <p>入札結果表の目標価額は、事業実施主体と代行施工委託契約を締結した代行者が積算し決定されている。代行者は5%に相当する額以内の手数を収受することにより、客観的に見れば目標価額を高く設定するインセンティブが働くことになる。取引の透明性</p> | <p>入札結果表の目標価額は指摘を受ける以前から事業実施主体が代行者の意見を聞いたうえで、事業実施主体が設定している。今後も適正な入札を行い、事業費の低減が図られるように市町村を通じ指導を行っていく。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書 190 ページ</p> |

| 事業名 | 監査の結果及び意見 | 措置の内容 | 備考 |
|--|---|--|------------------------|
| | <p>を高めるためには、代行者以外のものが目標価額を設定すべきと考える。</p> | | |
| <p>農業農村多面的機能支払事業</p> <p>農林水産部 (農地・農村整備課)</p> | <p>【結果】指摘 29-1 オンライン申請について</p> <p>「多面的機能支払交付金のあらまし」によれば、令和5年度よりオンライン申請が可能となったことが記載されている。しかし、県としての実績は未だにない状態である。業務効率化の実効性という観点からも、今後DXの流れは避けられないと考えられるため、県においてもオンライン申請を増やしていくような仕組みづくりが必要と考える。</p> | <p>農林水産省のオンライン申請システム「eMAFF」について、申請の入力作業が煩雑であることなどの課題があり、全国での利用実績は2市程度と極端に少ない。</p> <p>そのような状況を踏まえて、農林水産省にてシステムの利便性向上に向けた改善作業のため、令和7年度からシステムの利用が停止されている。改善後の次期オンライン申請システムの運用開始は令和8年10月の予定であり、運用開始され次第、県の担当者会議等において市町に周知を行い、オンライン申請を増やしていきたい。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書 193 ページ</p> |
| | <p>【結果】指摘 29-2 事務負担の緩和について</p> <p>農村人口の減少・高齢化により、役員選任や地域の共同活動が困難となった集落が増加している。活動を中止した組織に対するアンケートの調査結果では、「事務局の人材が確保できない」という意見が9割を占めており、今後もその流れが続いていくと予想される。</p> <p>広域活動組織にシフトさせていくことや、組織横断的な支援班を設置するなど、過大な事務負担を和らげる方策の検討が望まれる。</p> | <p>広域活動組織の設立について、これまでも関係市町への推進を行っており、令和6年度においても新たに広域活動組織を1組織設立した。令和6年度末の広域活動組織数は24組織、取組面積は11,131haであり、多面全体の取組面積24,604haの約45%となっている。今後も、事務負担の軽減を図るため、広域活動組織の設立に向けた推進を継続していきたい。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書 194 ページ</p> |
| <p>小水力発電施設整備事業</p> | <p>【結果】指摘 30-1 大野原発電所について</p> <p>大野原発電所については、</p> | <p>近年の天候不順により、特に大野原</p> | <p>報告書 199 ページ</p> |

| 事業名 | 監査の結果及び意見 | 措置の内容 | 備考 |
|---------------------------------------|--|---|----------------|
| 農林水産部 (農地・農村整備課) | 支出が収入を上回る状況が続いている。原因分析や経費の見直し等を行い、土地改良施設の維持管理費の確保が望まれる。 | 発電所では、営農用水を優先したことから発電用水の確保に苦慮している。収支の改善に向け、引き続き経費の見直しや固定価格買取制度の活用に向けた対応が可能か、施設管理者である大野町土地改良区と検討を行う。 【検討中（検討）】 | |
| 鳥獣被害総合対策事業 農林水産部 (森との共生推進室) | <p>【結果】指摘 31-1 狩猟従事者の確保について</p> <p>従事者の確保は社会全体の問題ではあるが、当事業はかなり従事者の確保が難しい事業であると考えられる。一方で、政策的な対応が実施されていることもあり、現状は必要人員の確保ができていく状況である。</p> <p>しかし、狩猟従事者のうち60歳以上の従事者が令和5年度では70.6%となっており高齢化が進んでいることから、必要人員を確保するための更なる政策を検討していく必要がある。</p> | <p>狩猟者確保を図るため、狩猟免許・狩猟者登録に係る手数料の減免対策の継続や、新たに狩猟に取り組む方や免許取得後3年以内の方の技術向上のためのハンタースクールの開催などにより狩猟者の確保・育成に取り組んでいる。</p> <p>令和7年度からは、新たに県内大学生や農業系高校生を対象にした狩猟セミナーを開催し、狩猟者の確保に取り組んでいる。</p> <p>【対応済】</p> | 報告書 206 ページ |
| | <p>【結果】指摘 31-2 見積り合わせや入札結果について</p> <p>市町村の方で見積り合わせや入札が行われていることもあり、簿冊にそれらに関する資料の添付がなされていない。客観的に入札が適正に実施されていることが確認できるように、所管課の簿冊に添付する運用が望ましい。</p> | <p>毎月の進捗管理において、物品の購入状況や契約状況等について事業主体から報告を受け、適正に実施されていることを確認するとともに、令和7年度から実績報告時に会計関連の資料を簿冊に添付する運用に変更した。</p> <p>【対応済】</p> | 報告書 206 ページ |
| | <p>【結果】指摘 31-3 侵入防止柵導入時の費用対効果の検証について</p> <p>侵入防止柵導入時には費用対効果を検証することが条件</p> | <p>令和6年度から侵入防止柵導入時の費用対効果の検証資料を簿冊に添付す</p> | 報告書 207 ページ |

| 事業名 | 監査の結果及び意見 | 措置の内容 | 備考 |
|---|---|--|------------------------|
| | <p>となっている。豊後大野市の簿冊においては検証資料が簿冊に添付されていたが、その他の市では添付されていなかった。客観的に実施されていることが確認できるように、簿冊に添付する運用が望ましい。</p> | <p>るよう徹底した。 【対応済】</p> | |
| | <p>【結果】指摘 31-4 鳥獣被害の推移について</p> <p>過去からの被害状況の推移を見てみると大幅に減少していることが見てとれ、絶え間ない努力の結果と思われる。</p> <p>その中で市別に比較した場合、竹田市と豊後大野市の被害は比較的大きい状況である。重要性の高いエリアから順次実施されていることや、鳥獣の発生が多いエリアであることから仕方がない数字であることは推測されるが、この2つの市に関しては被害を減少させる努力がより要求される。令和5年度にプロジェクトチームが発足しており、被害減少に向けた活躍に期待したい。</p> | <p>竹田市と豊後大野市は他市町村と比較して、農地が多いことから被害額も大きくなっている。このため豊肥振興局が主体となり、プロジェクトチームにおいて鳥獣被害対策の研修会や現地調査等を実施している。その結果、両市とも減少傾向にあり、今後も引き続きプロジェクトチームによる鳥獣被害の防止に取り組む。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書 207 ページ</p> |
| <p>森林・林業教育 促進事業</p> <p>農林水産部 (森との共生推進室)</p> | <p>【結果】指摘 32-1 みどりの少年団について</p> <p>少子化の影響もあり、少年団員数は減少傾向にある。そもそもみどりの少年団の認知度が低い印象も拭えない。自然の大切さを子供たちに伝える活動を行っており意義のある団体であると考えられるため、認知度を上げていく活動を戦略的に行っていく必要がある。</p> | <p>みどりの少年団活動の認知度向上の取組については、緑の募金活動や屋久島研修などの取組をPRするため、令和7年度には、マスコミに取材を依頼するなどして、情報発信に努めている。</p> <p>今後も新聞、テレビ等のマスコミによる広報活動だけでなく、SNS等の広報媒体を活用し、少年団活動の広報を実施していく予定である。</p> | <p>報告書 212 ページ</p> |

| 事業名 | 監査の結果及び意見 | 措置の内容 | 備考 |
|---|--|--|------------------------|
| | <p>【結果】指摘 32-2 副読本作成業務委託について</p> <p>指名競争入札であるが、予定価格の作成に関与した業者のみが入札を行い、その他の4者は入札を辞退した結果となっている。情報的に優位にある業者のみの入札となっており、公正な入札となっているか疑念が残るため、このような状況が生じないような対策が必要と考える。</p> | <p>【対応済】</p> <p>指名競争入札において特定の業者のみ優位にならないよう、令和7年度においては事前に事業内容の説明を行った結果、4者が入札に参加した（うち1者は業者都合により辞退）。今後も、公平な指名競争入札が実施できるよう対応する。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書 213 ページ</p> |
| | <p>【結果】指摘 32-3 森林・林業教育事業の平等な実施について</p> <p>大分県森林・林業教育支援事業委託において、予算の範囲内で応募のあった学校に対して支援を行っている。応募するか否かは教員個人の裁量が大きく、興味や魅力を感じている教員が応募する実状が見受けられる。できれば多くの児童が平等に教育を受けられるような方法を検討していただきたい。例えば応募ではなく、学校を巡回していく方法等が考えられる。</p> | <p>令和6年度に森林・林業教育支援事業は終了しているが、令和7年度においては、県民の森内の一部を整備し、森林林業体験の機会を提供する事業に移行した。今後は、事業の取組を幅広く周知することで、より多くの小学校から応募があるよう取り組んでいく。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書 213 ページ</p> |
| <p>みんなで支える 森林づくり推進 事業</p> <p>農林水産部 (森との共生推進室)</p> | <p>【結果】指摘 33-1 1者随意契約の解消について</p> <p>大分県森林づくりボランティア支援センター事業は、特定非営利活動法人との随意契約となっている。ボランティア活動を拡大していく上では、1者随意契約よりも違うノウハウを有した別の団体も</p> | <p>本事業は県内の森林ボランティア情報の収集・発信及び活動団体の支援を行うものである。現時点では、林業・森林に関して専門的な知識を有するメンバーで構成されているNPO法人グリーンインストラクターおおいた以外に事業の目的を効果的に遂行できる団体</p> | <p>報告書 218 ページ</p> |

| 事業名 | 監査の結果及び意見 | 措置の内容 | 備考 |
|--|---|--|------------------------|
| | <p>入札に参加するような措置を講じる方が、効果的かつ効率的な運用ができると考えられる。可能な限り、入札参加者の裾野を広げる努力をお願いしたい。</p> | <p>はほかにはないが、入札参加者の裾野を広げる努力をしていきたい。</p> <p>【対応困難】</p> | |
| <p>公共造林事業 (保育間伐推進 緊急対策事業) 再造林促進事業</p> <p>農林水産部 (森林整備室)</p> | <p>【結果】指摘 35-1 完成検査調書の確認について</p> <p>竣工検査調書に関しては、振興局で保管されており本庁の方では管理されていない。竣工検査調書もしくは竣工検査の結果を一枚の用紙に集計した書類の提出が本庁になされた方が良い。</p> | <p>竣工検査調書に関しては、指摘を受ける以前から、振興局が、申請者から提出された申請書に基づき竣工検査と補助金額の査定を行い、その結果を集約した「補助金査定調書」を作成し、本庁へ提出している。今後も適正に事務を実施するよう振興局に対し指導を行っていく。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書 224 ページ</p> |
| | <p>【結果】指摘 35-2 森林ネットおおいたの入札について</p> <p>森林ネットおおいたは大分県の外郭団体であり、大分県が所有する森林の経営業務を受託している団体である。森林ネットおおいたが発注する事業に関しては、同団体の基準に沿って見積合せや入札が行われている。</p> <p>外郭団体であることから、定期的に業務内容を検証する等の内部統制を構築する方が望ましいと言える。</p> | <p>森林ネットおおいたの積算・入札基準を毎年度委託契約後速やかに提出させ、県が内容確認のうえ承認するように令和7年度当初委託契約の仕様書を改正した。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書 224 ページ</p> |
| | <p>【結果】指摘 35-3 森林ネットおおいたへの受託業務について</p> <p>大分県は森林ネットおおいたに、所有する森林の経営業務を委託しているが、委託料が適正か定期的に検証する必</p> | <p>県から森林ネットおおいたへの森林経営業務委託の設計・積算にあたっては、県が積算基準を毎年見直したうえで発注しており、業務委託料は適正で</p> | <p>報告書 225 ページ</p> |

| 事業名 | 監査の結果及び意見 | 措置の内容 | 備考 |
|--|--|--|------------------------|
| | <p>要があると思われる。森林ネットおおいたの決算書を見てみると、多額の内部留保があり、そのような金額が外郭団体でありかつ公益法人である当法人に必要なのか疑念は残る。委託料も含め取引の内容を見直すことも必要ではないかと思われる。</p> <p>【結果】指摘 35-4 分収交付金について</p> <p>分収の契約は明治時代から行われており、相続等で契約者も代替わりが行われ現時点で契約者を把握している契約は約9割である。残り1割の契約については、契約者が不明であり分収交付金の支払が行われていない。</p> <p>未払の債務が長期間残ることは管理上望ましいことではないため、解消方法を検討することが必要である。</p> <p>例えば令和6年4月1日より不動産の相続登記が義務化されたことから、その法令を活用して解消方法を探っていくことも考えられる。</p> | <p>ある。</p> <p>なお、団体が保有する内部留保については、委託料によるものではない。</p> <p>【対応済】</p> <p>県の分収林契約において、相続関係で権利者が不明になっている場合については、その都度、相続関係者に相続登記の義務化を説明し、登記の変更や相続代表者の選任等権利の明確化を促し、名義変更を速やかに行っている。</p> <p>しかしながら法定相続人同士の話し合いがつかないなど、県の指導では解決困難な案件が残されているのが実情である。今後も引き続き権利関係の把握に務める。</p> <p>【対応困難】</p> | <p>報告書 225 ページ</p> |
| <p>災害に強い森林づくり推進事業</p> <p>農林水産部 (森林整備室)</p> | <p>【結果】指摘 36-1 契約内容の確認について</p> <p>災害に強い森林づくり推進事業の実施に関する協定書(竹田市)の中で、対象森林は別紙2のとおりとしているが、別紙2の資料が添付されていなかった。振興局の方では管理していると回答を得たが、所管課の方でも内容を確認する必要があり、資料を入手し簿冊に綴る必要がある。</p> | <p>令和7年2月に、申請者等に対して提出資料に関するチェック表の作成とその添付を依頼。振興局及び所管課で内容を確認する体制を構築し、書類の綴り漏れ等の不備を防ぐ対策を講じた。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書 229 ページ</p> |

| 事業名 | 監査の結果及び意見 | 措置の内容 | 備考 |
|-----|--|---|------------------------|
| | <p>【結果】指摘 36-2 契約日の記載がない書類について</p> <p>流木被害対策事業の実施に関する協定書において協定期間の記載と契約日の記載がない状態で所有者の押印を入手している書類が見受けられた。3者間での契約のため日付を記載していなかったということであったが、協定期間と契約日を定めただうえで押印することが原則であり改善する必要がある。</p> | <p>ご指摘を受けた点については昨年度改善済みであり、令和7年2月には、申請者等に対して提出資料に関するチェック表の作成とその添付を依頼。振興局及び所管課で内容を確認する体制を構築し、押印の不備等を防ぐ対策を講じた。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書 229 ページ</p> |
| | <p>【結果】指摘 36-3 適格請求書の作成の指導</p> <p>作業請負契約書に適格請求書発行事業者の登録番号が記載されており、消費税の課税事業者の確認がなされていた。しかし、請負業者からの請求書そのものには登録番号の記載がなく、適格請求書の要件を満たしていなかった。</p> <p>適格請求書の要件を満たす請求書を請負業者が発行するように指導する必要がある。</p> | <p>本事業は補助事業であることから、県は支払いの事実を確認するため、請求書等を添付書類としているが、請負業者が適格請求書を発行するかどうかは当該業者の判断によるものであるため、県としては事業者の判断で適格請求書を発行しなかったものと判断した。</p> <p>なお、各事業体のインボイス制度の経理処理に対する指導は、税務の高度かつ専門的な知識が必要であるため、各事業体には、令和7年2月21日付け所管課通知により税理士等に指導を仰ぎ、請求書への登録番号の記載など適正に処理するよう指導している。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書 229 ページ</p> |
| | <p>【結果】指摘 36-4 完成写真について</p> <p>災害に強い森林づくり推進事業【日田市】（尾根・急傾斜地の森林整備）において、完了の確認写真が1枚のみの添付となっていた。他の事業の簿冊では詳細な写真が複数枚添付されていることから、</p> | <p>令和6年7月1日付けで災害に強い森林づくり推進事業実施要領を一部改正し、完成前後の写真を添付することで、客観的な記録が残るように改めた。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書 230 ページ</p> |

| 事業名 | 監査の結果及び意見 | 措置の内容 | 備考 |
|--|---|--|------------------------|
| | <p>当事業においては確認が十分実施されたか疑念が生じる。</p> <p>所管課とのヒアリングでは品質検査は現地で行っており問題ないことは確認しているとの回答を得たが、客観的に問題がないことが確認できるような記録を残すべきである。</p> <p>【結果】指摘 36-5 伐採した木材の取扱いについて</p> <p>災害に強い森林づくり推進事業【臼津関森林組合】（河川沿いの森林整備）において、伐採した木材が売却されている。河川沿いにある管理されていない人工林（スギやヒノキなど）を事前に伐採し、林外に持ち出すことで、災害等の増水で流木とならないことを目的としている。持ち出した木材の処理については、森林所有者が処分権を有し処分している。そのため、処分（売却）で得た金額は森林所有者が受け取っているが、処分額を行政が負担した経費に充当することにも合理性があると考えられる。</p> | <p>当事業では、市町村長と森林所有者、事業者の3者で締結する協定書において、それぞれの費用負担を明示し事業を実施している。また、当事業の受益者は下流の不特定多数の住民であり、森林所有者には本事業により、人工林を伐採し、広葉樹林化する制限が課されるため、所有者の売却費を当該経費に充てるといった受益者負担の考え方は妥当ではないと考える。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書 230 ページ</p> |
| <p>海洋環境保全型 養殖推進事業</p> <p>農林水産部 (漁業管理課)</p> | <p>【結果】指摘 37-1 実施計画と精算書の乖離について</p> <p>委託事業に関して、当初の実施計画から精算報告の内容が異なっている場合は、内容の精査を行い、乖離の理由を確認することが望ましい。</p> | <p>県の委託契約事務においては、精算を伴わない契約では内訳の精算額は提出不要となっているが、委託事業者と連絡を密に取り、実施計画に沿って業務を適切に実施しているか等実施内容の確認を行うよう徹底した。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書 236 ページ</p> |

| 事業名 | 監査の結果及び意見 | 措置の内容 | 備考 |
|---|--|--|----------------|
| 資源造成型栽培 漁業推進事業 農林水産部 (水産振興課) | <p>【結果】指摘 38-1 アウトカム指標の設定について</p> <p>当事業の成果指標として、放流種苗の上乗せ数(千尾)が設定されている。しかしながら、当該指標は、当事業を実施した結果であり、アウトプット指標と考えられる。成果指標としてはアウトカム指標の設定を検討する余地がある。</p> | <p>事業の効果が発現するまで長期間を要することから、事業実施期間中に漁獲量の増加などのアウトカム指標を設定して効果の把握をすることは困難である。ただし、放流効果調査は継続的に実施しており、事業成果の把握に務めている。</p> <p>【対応困難】</p> | 報告書 239 ページ |
| | <p>【結果】指摘 38-2 種苗の購入単価について</p> <p>規格等の違いはあるものの、種苗の購入先によって単価が異なるため、県においても単価が妥当な水準であるかどうか検証し牽制機能を発揮する余地がある。</p> | <p>当事業のベースとなっている漁業者等の自主放流においては、各地域の自然条件等に応じて限られた予算の中で最大限の効果が発現できるよう、種苗の入手先を精査して選定しており、より良質で安価な種苗を確保しようという考え方が前提にある。県においても、事業実施者が作成する放流計画を事前に確認することで事業実施者の入手する種苗単価の妥当性を確認している。今後も引き続き、事業実施者に対し適正な価格で種苗を購入するよう指導する。</p> <p>【対応済】</p> | 報告書 240 ページ |
| 道路維持修繕費 安全・安心な道路環境創出事業 土木建築部 (道路保全課) | <p>【結果】指摘 40-1 大幅な契約金額の変更について</p> <p>契約変更とすることが妥当かどうか、別契約とすべき契約がないか、慎重に判断することが望まれる。</p> | <p>道路維持補修業務に係る変更契約に関して土木事務所へ文書通知や口頭による注意喚起を行った。具体的には、当初設計において過去の実績を踏まえた数量を計上するとともに、変更追加の作業指示にあたり別途工事により対応すべき大規模な作業でないことを確認する等慎重に判断したうえで、契約変更として対応することとした。</p> | 報告書 244 ページ |

| 事業名 | 監査の結果及び意見 | 措置の内容 | 備考 |
|---------------------------------------|--|---|----------------|
| | | 【対応済】 | |
| かわまちづくり 支援制度 土木建築部 (河川課) | <p>【結果】指摘 41-1 検討結果の文書化について</p> <p>購入した土地に産業廃棄物が埋蔵されており、その撤去費用を県が負担しているが、その判断が妥当だったか判断結果を適切に議事録に残す必要がある。また、契約締結前の事前調査、契約締結時の売主との協議及び契約書文言について、見直すべき点がないか検討することが望まれる。</p> | <p>同様のケースが発生した場合に備えて、事実経過、判断及びその理由について適切に議事録に残すこととする。</p> <p>購入予定の土地に産業廃棄物等があることを想定し、契約締結前の事前調査や処理費用負担をどうするかなどのリスク回避対策を検討するとともに、契約締結時の売主との協議や契約書文言の見直し等もあわせて検討している。</p> <p>【検討中（対応進行）】</p> | 報告書 248 ページ |
| 海岸環境整備事業 土木建築部 (河川課) | <p>【結果】指摘 42-1 1者応札への対応について</p> <p>直近2期の入札がすべて1者応札となっている。入札の条件等に見直すべき事項がないかを検討することが望まれる。</p> | <p>相当数の業者が入札参加可能となっているものの、地理的条件や各業者の手持ち工事量・人手等の事情により、2者応札や不落札になることがあり入札の条件等を見直すことは困難である。</p> <p>【対応困難】</p> | 報告書 251 ページ |
| 港湾管理費 土木建築部 (港湾課) | <p>【結果】指摘 44-1 随意契約におけるガイドラインの見直しについて</p> <p>著しく有利な価格の判断基準を大分県独自のガイドラインで定めているが、客観的に判断できるものではないと考えられるため、見直す必要があるのではないか。</p> | <p>当該業務においては、発注者が標準積算をしたのち、当該業者から参考見積を徴取している。参考見積額は、大分市が当該業者の会員であることから除草処分費等が免除されており、標準積算と比較して2割以上削減することが確認できたため、客観的にも著しく有利な価格であると判断した。</p> <p>今後は、客観的に判断できる資料として、削減率等が確認できる資料を添付することとしたい。</p> <p>なお、公共工事随意契約ガイドラインで定めている「著しく有利な価格の判断基準」については、全国的にも</p> | 報告書 258 ページ |

| 事業名 | 監査の結果及び意見 | 措置の内容 | 備考 |
|---|--|--|------------------------|
| | | <p>同様の運用がされている。ただし、今後、安易な随意契約を行うことのないようガイドラインの前文において注意喚起を行う見直しを行った。</p> <p>【対応済】</p> | |
| | <p>【結果】指摘 44-2 環境白書に含めるべき事業の見直しについて</p> <p>環境白書における環境関連事業には、環境とは関連のない費用が含まれているように見受けられるため、見直しが必要である。</p> | <p>環境白書における環境関連事業に環境保全に寄与していない港湾施設管理費用等が含まれていたため、令和7年版環境白書から対象となる事業及びその額を適正に分類し、環境保全に寄与した金額に見直した。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書 259 ページ</p> |
| <p>魅力ある景観づくり推進事業</p> <p>土木建築部 (都市・まちづくり推進課)</p> | <p>【結果】指摘 46-1 成果目標等の設定について</p> <p>具体的な成果目標が設定されていないが、より有効に資金が活用されるためにも、事業を評価する仕組みを構築する必要がある。</p> | <p>事業目標を達成するため、県民や市町村向けのセミナーや現地視察等の際に、参加者の理解度や満足度を確認するアンケート等を実施し、その結果を活動内容に反映させる等、事業を評価する仕組みを取り入れる。</p> <p>【検討中（検討）】</p> | <p>報告書 265 ページ</p> |
| <p>生活排水処理施設整備推進事業</p> <p>土木建築部 (公園・生活排水課)</p> | <p>【結果】指摘 47-1 目標の見直しについて</p> <p>「2015 構想」の中間目標年次の目標値を達成することは厳しいと考えられるため、実績に沿った目標値の見直しや別の指標を設け、具体的な対策を検討する必要がある。</p> | <p>生活排水処理率の実績について、目標値と乖離が生じている状況を踏まえ、「大分県生活排水処理施設整備構想 2015」の見直しに向け、目標設定の検証を始めたところである。</p> <p>令和7年度に入り、県内市町村長等へ直接訪問して「現状と課題」及び「見直しの必要性」について説明するとともに、市町村担当へのアンケート調査を実施した。</p> <p>今後は、構想見直しに向けてのマニュアルを作成し、令和8年度中の見直しを目指している。</p> <p>【検討中（検討）】</p> | <p>報告書 270 ページ</p> |

| 事業名 | 監査の結果及び意見 | 措置の内容 | 備考 |
|---|--|---|------------------------|
| | <p>【結果】指摘 47-2 活動指標の見直しについて</p> <p>現在設定している活動指標は、成果指標達成のための指標となっているか、見直しの要否を検討する必要がある。</p> | <p>「大分県生活排水処理施設整備構想2015」の見直しと併せ、生活排水整備推進事業の成果指標及び活動指標を市町村と連携を図り検証する。</p> <p>【検討中（検討）】</p> | <p>報告書 272 ページ</p> |
| | <p>【結果】指摘 47-3 申請書類記載の徹底について</p> <p>補助金申請に際して、事業報告書に市町村の具体的な活動計画を記載することを求めているが、形骸化しているため、記載を徹底させる必要がある。</p> | <p>令和7年度交付申請においては、地域行事名や開催時期、対象地域等、事業内容を具体的に記載するよう、あらかじめ市町村に対して周知した。</p> <p>また、申請時には、記載要領に従った具体的な記載となっているか確認のうえ、収受することとした。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書 273 ページ</p> |
| <p>農業集落排水事業</p> <p>土木建築部 (公園・生活排水課)</p> | <p>【結果】指摘 48-1 提出書類における記載の徹底について</p> <p>補助金申請にかかる書類に、記載が求められている事項が記載されていない事例が散見される。記載を求める理由を再度確認し、記載を徹底させる必要がある。</p> | <p>令和7年度「収支精算書（別紙第2号）」の随意契約の事由説明について、具体的な理由を記載するよう各市町あて通知した。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書 275 ページ</p> |
| <p>文化財保存事業 費補助事業</p> <p>教育庁 (文化課)</p> | <p>【結果】指摘 49-1 完了検査について</p> <p>県の担当課は、補助対象事業について、年に1回程度、進捗状況を確認するための現地視察を行っているものの、必ずしも完了時の現地確認を実施していない。可能な限り、完了時においても現地確認を実施することが望ましい。</p> | <p>令和6年度事業については、令和7年4月に完了時の現地確認を行ったところである。今後は、実在性を確認できる事業については、確実に完了時の現地確認を行うこととする。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書 279 ページ</p> |
| | <p>【結果】指摘 49-2 設計監理業務委託料について</p> | | <p>報告書 280 ページ</p> |

| 事業名 | 監査の結果及び意見 | 措置の内容 | 備考 |
|-----|---|---|------------------------|
| | <p>て</p> <p>随意契約による設計監理業務に関する業務委託料の金額について、金額の算定根拠の確からしさに関する十分な心証を得ることができなかった。</p> <p>県においても、とりわけ随意契約に関しては、業務委託料が適正な水準に収まっているかどうかについて、モニタリングを検討する余地がある。</p> | <p>本業務のような重要文化財建造物等の特定の文化財に関する保存修理設計監理業務については受託できる団体が限られるため、一者見積りで交付申請されることがあり、一者であることや見積内容の妥当性は補助事業者から提出される理由書で確認している。委託料の積算については交付申請書に添付された補助事業者の見積りと文化庁が示す手引き等を比較し、妥当性を審査しているが、令和7年度からはこれに加えて、必要に応じて過去の補助事業とも比較し、妥当性について確認を行うこととした。</p> <p>また、補助金交付決定後は、上記のような事業について報告書等による定期的な確認や現地確認を継続するとともに、チェックシートによる委託内容の確認などモニタリング機能の強化を図ることとした。</p> <p>【対応済】</p> | |
| | <p>【結果】指摘 49-3 計画変更の事務手続について</p> <p>て</p> <p>県においては、補助金の減額確定を行うには、①額の確定を年度内に行うこと、及び②額の減額であり、価格競争（入札等）を行った結果で、内容に一切の変更がないことの2点が条件となっている。</p> <p>事務負担軽減の観点からも、条件を緩和し、計画変更の手続によらずに、不用額としての処理を認める余地がある。</p> | <p>県の会計制度において、事業年度の翌年度に補助金の計画変更の手続を踏まずに不用額として処理する減額確定の手続は、歳出の会計年度の整理上、実施が困難である。</p> <p>職員の事務負担軽減の観点は重要であるため、常に業務改善の意識をもって、対応していきたい。</p> <p>【対応困難】</p> | <p>報告書 280 ページ</p> |

(注) 表中の「報告書」とは、令和7年3月31日付大分県報（監査公表）に登載の監査委員公表第735号により公表された「令和6年度包括外部監査結果報告書」である。